

延岡市地球温暖化対策実行計画 (地域脱炭素化促進事業編)

～案～

令和8年 〇月

延岡市

目次

1. 事業の目的	1
(1) はじめに	1
(2) 脱炭素政策に係る国・地域の情勢	2
(3) 事業の概要と目的	4
(4) 本市の再エネの導入ポテンシャル	6
(5) 計画の位置づけ	8
2. 地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項	9
(1) 促進区域の考え方	9
(2) 地域脱炭素化促進事業の目標	10
(3) 地域脱炭素化促進事業の対象となる区域(促進区域)等	11
(ア) ゾーニングの方法	11
(イ) エリアの区分	11
(ウ) 除外すべき区域の設定	12
(エ) 太陽光ゾーニングマップ	13
(オ) 陸上風力ゾーニングマップ	17
(カ) その他の再エネ	21
(4) 促進区域において整備する地域脱炭素化促進施設の種類及び規模	22
(5) 地域の脱炭素化のための一体的な取組	22
(6) 地域の環境保全のための取組	23
(7) 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組	23
(8) 環境配慮事項	24
(ア) 太陽光	24
(イ) 風力	31
3. 資料	37
(1) 本市 2030 年削減目標における部門別 CO ₂ 削減量	37
(2) 検討委員会	38

1. 事業の目的

(1) はじめに

世界的に異常気象が頻発し、日本を含む多くの国において地球温暖化対策が喫緊の課題として取り組まれている中、本市においても、これまで、令和4年8月に「2050年カーボンニュートラル宣言」を行い、同年11月に環境省から地域脱炭素のモデルとして県内で初めて選定された「脱炭素先行地域」の事業をはじめ、令和6年3月に市民や事業所とともに市域全体の脱炭素化を図る「延岡市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定し、2030年に2013年度比で50%削減との中間目標を掲げ、地域脱炭素の取組みを加速しているところです。

かかる目標を達成するためには、市内において再生可能エネルギー（以下、再エネ）の導入を促進していくと同時に、自然環境・生活環境を保持する上で適正な規制を実施する必要があり、令和6年8月より、高村ゆかり・東京大学教授を座長として、以下に掲げる学識経験者の方々や各種団体、事業者の代表の方々などで構成される「延岡市再生可能エネルギー推進のあり方に関する検討委員会」を設置し、累次にわたって検討を行ってきました。

（参考）「延岡市再生可能エネルギー推進のあり方に関する検討委員会」の構成

（座長）高村 ゆかり	（東京大学未来ビジョン研究センター 教授）	学識経験者
（委員）内田 千博	（延岡地区森林組合 代表理事組合長）	林業事業者
幸田 雅治	（神奈川大学法学部 教授・弁護士）	学識経験者
迫田 達也	（宮崎大学工学教育研究部 教授）	学識経験者
白岩 紀人	（みやまパワーHD 代表取締役社長）	小売電気事業者
鶴永 貴史	（チームくまもり 宮崎支部長）	環境団体
難波 裕扶子	（シンク・オブ・アザーズ 代表取締役）	SDGs 推進民間事業者
森口 正輝	（延岡市区長連絡協議会 会長）	市民関係団体
吉玉 典生	（延岡商工会議所 会頭）	経済団体

（50音順）

この中で、再エネの促進と規制をともに調和をもって実現するため、条例の制定に向けて検討を継続していくこととしつつも、まずは第一段階の成果として、

- ① 第一次の再エネの促進区域について市街地（人の手が入って開かれた土地）を中心に設定すること
- ② 再エネ発電事業に対する規制を強化すべく、現行ガイドラインを改定すること
- ③ 上記①、②はいずれも第一段階のアウトプットであり、今後さらに促進区域の追加や規制に係る条例制定に向けた検討を継続すること

について合意を得たものであり、本計画は、このような検討経緯を踏まえて策定するものです。

(2) 脱炭素政策に係る国・地域の情勢

前述のとおり、気候変動による異常気象が各地で発生し、豪雨や台風による激甚な災害、猛暑が頻発しており、農作物の生産をはじめ市民の生命や財産に大きな影響を与えています。さらに、世界中で生物多様性の危機的減少についても言及され喫緊の課題となっている地球温暖化対策は、温室効果ガスの排出削減が急務となっており、2020（令和2）年10月、国は、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。最新の地球温暖化対策計画（令和7年2月18日閣議決定）においては、2050年カーボンニュートラル達成の目標のもと、温室効果ガスを、2013年度比で、2030年度には46%、2035年度には60%、2040年度には73%削減する中間目標が定められました。

また、国の第7次エネルギー基本計画（令和7年2月18日閣議決定）においては、発電量全体における再エネの割合を、第6次計画では2030年度に「36%から38%」としていましたが、2040年度には「4割から5割程度」とさらに引き上げ、初めて最大の電源と位置づけています。

再エネは、温室効果ガスを排出しない脱炭素エネルギー源であるとともに、国内で、とりわけ地域内で生産可能なことから、エネルギー自給率の向上や化石燃料調達に伴う資金流出の抑制、また雇用の創出や地域の活性化や非常時のエネルギー確保など、導入によるメリットが非常に大きく多岐にわたりますので、再エネによるエネルギーの地産地消を強力に進める必要があります。

加えて、温室効果ガスの削減について、近年は、自社内における直接的な排出（Scope1）だけでなく、自社事業に伴う間接的な排出（Scope2+Scope3）も対象とし、事業活動に係るあらゆる排出、つまり原材料調達・製造・物流・販売・廃棄など一連の流れ全体から発生する温室効果ガスを合計したサプライチェーン排出量を把握する必要があり、Scope3まで含めたサプライチェーン排出量の把握・管理は正式な評価基準の一つとして国内外で注目を集めています。

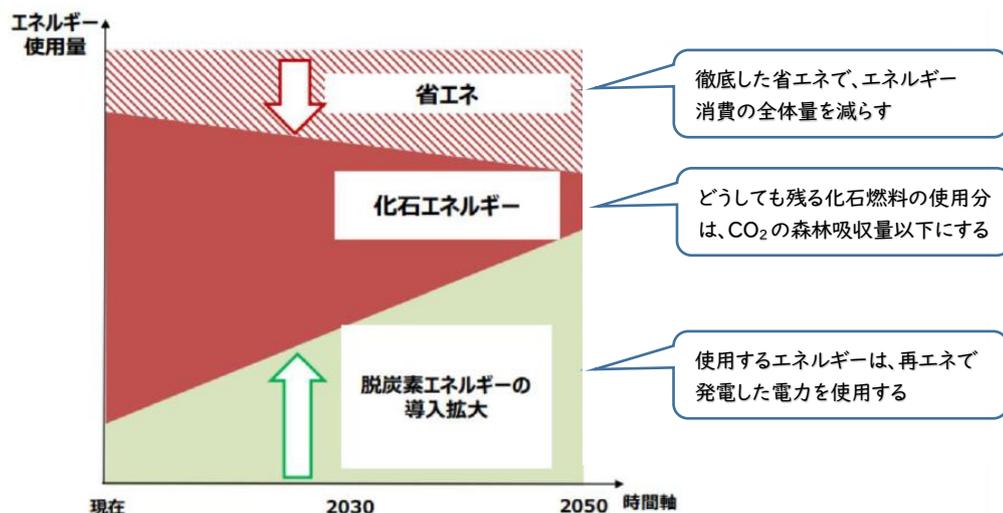
このサプライチェーン排出量をCSR報告書などにより情報開示することで、環境対応企業としての企業価値を明確にするだけでなく、グローバルな企業活動においても、投資家等のステークホルダーからの社会的信頼性向上に繋がり、ビジネスチャンスの拡大が期待されています。

これらのことから、国内第一号の新産業都市として、とりわけ製造業を中心に急速に発展してきた延岡市の産業において、自社の直接排出はもとよりサプライチェーン全体で低・脱炭素化の取組みなど地球温暖化対策を積極的に推進することで、ESG投資の考え方に符合し、世界から選ばれる企業として、また、選ばれる“まち”として地域産業全体の持続可能性が高まり、さらなる成長へとつながると考えられます。

そこで本市が令和6年3月に策定した「延岡市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」では、温室効果ガスの削減方針として、「徹底した省エネ」、「電力の再エネ化」、「燃料の転換」の3つの柱を挙げたうえ、これらに、「森林吸収源対策」と「電力の地産地消」を加えた5つを基本戦略として、次図のイメージのとおり削減していくこととしました。

Scope1：事業者自らによる温室効果ガスの直接排出（燃料の燃焼、工業プロセス）
Scope2：他社から供給された電気、熱・蒸気の使用に伴う間接排出
Scope3：Scope1、Scope2以外の間接排出（事業者の活動に関連する他社の排出）

◆温室効果ガスの削減イメージ



出典：資源エネルギー庁（2050年カーボンニュートラルの実現に向けた検討）

この計画の実行には、現行技術で今すぐ取り組めるものを中心に、徹底した省エネで全体のエネルギー消費量を減らしたうえ、太陽光発電をはじめとした再エネを最大限導入していくことが必要不可欠です。再エネの導入については、地域の特性を生かしつつ、また、地域内で発電し地域内で消費することでエネルギー代金の市外流出を抑制し雇用を創出するなど、複数の地域課題を同時解決する観点も重要です。

一方、大規模な山林開発を伴う太陽光発電を中心に、再エネの導入が拡大したことに伴い、安全面や防災面、景観や環境への影響、将来の設備廃棄等に対する地域の懸念が高まっています。

このような国及び地域における情勢の下、延岡市では、(1)で述べたとおり、「延岡市再生可能エネルギー推進のあり方に関する検討委員会」における検討を踏まえ、地球温暖化対策として最重要な取組の一つである市内における再エネ事業の導入を着実に推進すべく「促進区域」を設定するとともに、延岡の豊かな大自然を保全して後世にしっかりと引継ぎ、また、地域住民の理解を得た上で地域と共生する発電事業となるよう必要な手続きを定めることとしたものです。

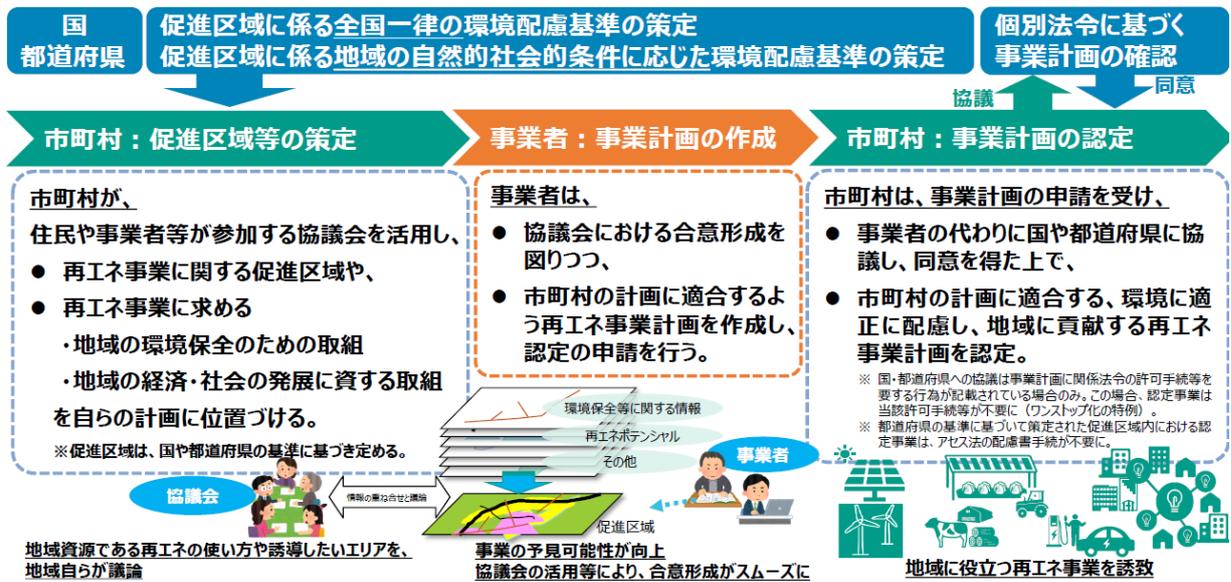
(3) 事業の概要と目的

地方公共団体は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、温対法）第21条に基づき、国の地球温暖化対策計画に即して、事業者や住民等の取組も含めた区域全体の削減計画である地方公共団体実行計画（区域施策編）を策定するよう努めることとなっており、同計画の温室効果ガス排出削減や再エネの利用促進に関する目標も踏まえ、地域の再エネ事業（地域脱炭素化促進事業）の実施に関する要件を定めるよう努めるとされています。

地域脱炭素化促進事業制度の目的は、再エネの主力電源化に向けて、地域の理解を得ながら円滑な合意形成を図り、適正に環境に配慮し、地域のメリットにもつながる、地域と共生する再エネ事業の導入を促進するものです。この事業において市町村は、国や都道府県が定める環境保全に係る基準に基づき促進区域等を設定し、地域と共生する再エネ事業の導入を促進します。事業者は、市町村の計画に適合するよう再エネ事業を計画し申請することで、複数機関への調整が市町村による一括手続となるワンストップ化特例などの便益を受けることができます。

本市は、この制度を活用することにより、事業者個別の事業計画の立案に先立ち、生活環境や自然環境に配慮した望ましい立地の考え方や地域に裨益する取組を明確にし、実際の再エネの導入に際して、地域住民の理解と円滑な合意形成が得られることを目的に本計画を策定します。

◆制度の全体イメージ（出典：環境省説明資料）



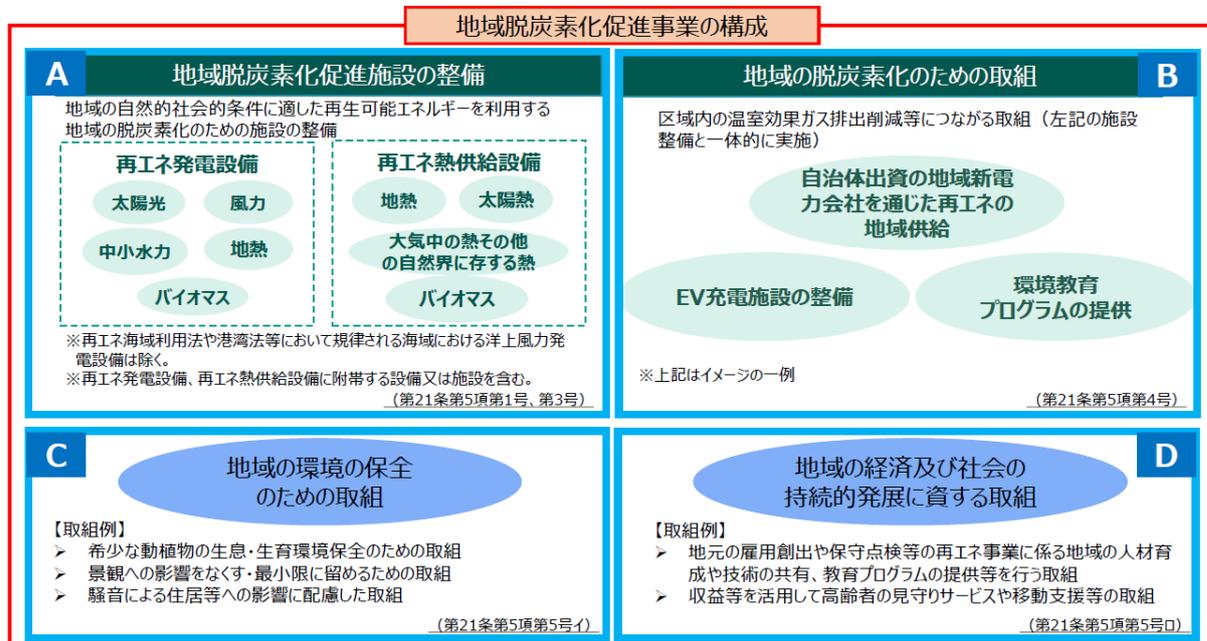
計画において、地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項を規定する際は、温対法第21条第5項に掲げる、下記の全ての事項を規定するよう努める必要があります。

■地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項

- 地域脱炭素化促進事業の目標
- 地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（促進区域）
- 促進区域において整備する地域脱炭素化促進施設の種類及び規模
- 地域脱炭素化促進施設の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組

- 地域脱炭素化促進施設の整備と併せて実施すべき取組
 - ◇ 地域の環境保全のための取組
 - ◇ 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組

◆地域脱炭素化促進事業の構成(出典:環境省説明資料)



このように地域脱炭素化促進事業は、単に「地域脱炭素化促進施設の整備」といった再エネ設備の導入に関する項目のみならず、「地域の脱炭素化のための取組」に加え、「地域の環境の保全のための取組」、「地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組」も併せて実施するものです。

なお、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律(エネルギー供給構造高度化法)においては、「再生可能エネルギー源」について、「太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができるものと認められるものとして政令で定めるもの」と定義されており、政令において、太陽光・風力・水力・地熱・太陽熱・大気中の熱その他の自然界に存する熱・バイオマスが定められています。

この再エネの定義に基づき、本計画では、エネルギー源として「太陽光」や「風力」などと表記します。また、「風力」は、洋上風力と区別するため「陸上風力」としています。

なお、大気中の熱その他の自然界に存する熱とは、地中熱、雪氷熱、温泉熱、海水熱、河川熱又は下水熱などがあります。

(4) 本市の再エネの導入ポテンシャル

環境省の再生可能エネルギー情報提供システム (Renewable Energy Potential System、以下、REPOS) から、本市における再エネの導入ポテンシャルを年間発電電力量でみると、建物系と土地系を合わせた「太陽光」(1,247GWh/年) が最も多く、次いで「陸上風力」(967GWh/年) の順になっています。

■再エネの導入ポテンシャル (REPOS による延岡市分)

再エネ発電	設備容量 (MW)	年間発電電力量 (GWh/年)
太陽光小計	923	1,247
太陽光 (建物系)	540	733
太陽光 (土地系)	383	514
陸上風力	436	967
中小水力 (河川部)	25	144
(農業用水路)	0	0
地熱	0	0
計	1,384	2,358

再エネ熱供給	年間熱量
太陽熱	1.01PJ/年
地中熱	4.97PJ/年

「太陽光 (建物系)」では、学校や公共施設、事業所等の屋根や屋上への太陽光発電設備の導入などが想定され、「太陽光 (土地系)」では、遊休地等への太陽光発電設備の設置のほか、駐車場を活用したソーラーカーポートや、農地に簡易な構造でかつ容易に撤去できる支柱を立てて、上部空間に太陽光発電設備を設置し、営農を継続しながら発電を行うソーラーシェアリング (営農型太陽光発電) などが想定されます。

◆太陽光発電の設置形態の例 (出典: 太陽光発電協会 HP)



「陸上風力」では、20年間の年平均風速が 5.5m/s 以上の地点が導入ポテンシャルとして抽出され、山間部を中心に点在しています。

「中小水力」では、河川の支流における導入ポテンシャルが存在しますが、水利権などの調整が

必要です。農業用水路の導入ポテンシャルがゼロとなっていますが、水路等のデータが反映されていないため、既設の用水路を活用することで新たな構造物による環境負荷がなく発電を行えるため、個別に可能性調査をしたうえで導入が見込まれます。

この他、「太陽熱」は 1.01PJ/年、「地中熱」は 4.97PJ/年の導入ポテンシャルが存在します。建築物等における太陽熱温水器やヒートポンプを活用した空調への地中熱の利用が考えられます。

なお、「地熱」の導入ポテンシャルはなく、「バイオマス」および市町村ごとの「洋上風力」の数値は示されていません。

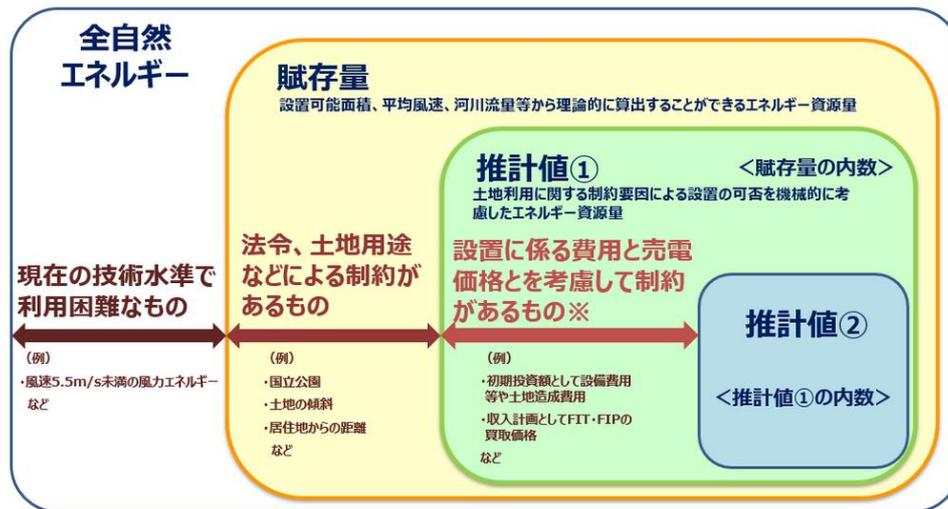
(21ページ (カ)その他の再エネを参照)

今後、ペロブスカイト太陽電池などの技術が加速し、さらに設置費用の低価格化が進み、建物の屋根や屋上だけでなく壁や窓などへの設置が促進されることにより、特に太陽光(建物系)における導入ポテンシャルの大幅な増加が見込まれ、電気の需要家に非常に近い場所での発電により送電ロスの減少や自家消費率の向上が期待されます。

(参考)

導入ポテンシャルとは、設置可能面積、平均風速、河川流量等から理論的に算出することができるエネルギー資源量(賦存量)のうち、土地利用に関する制約要因による設置の可否を機械的に考慮したエネルギー資源量(次図の推計値①)を指します。

◆再エネ導入ポテンシャルの定義



(出典:再生可能エネルギー情報提供システム(REPOS)に係る利用解説書)

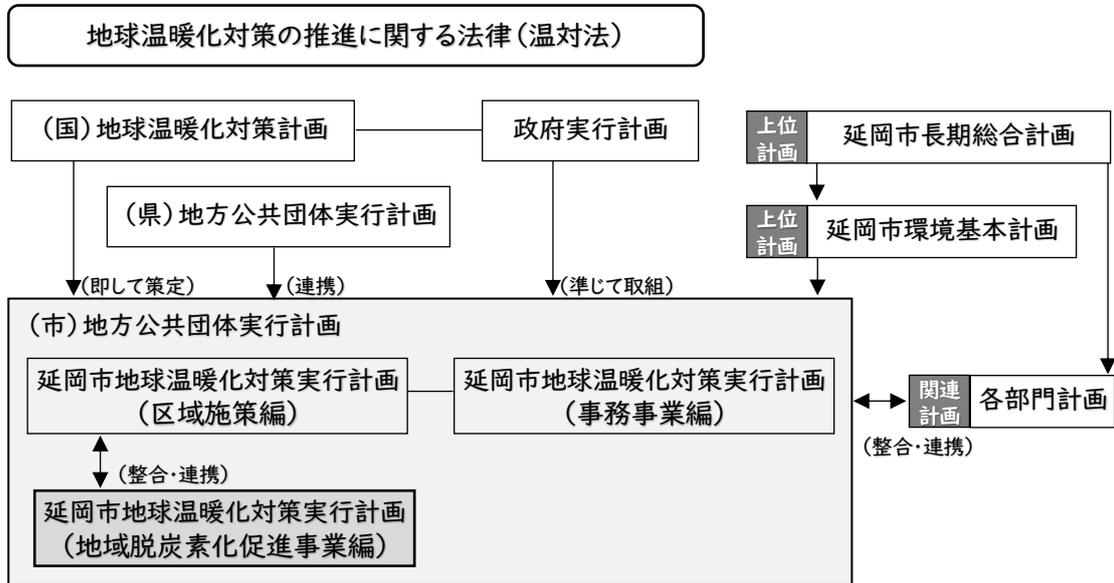
これらの導入ポテンシャルは、国立公園、土砂災害警戒区域、土地の傾斜や住居からの距離など法令や土地用途などによる制約があるものを除外条件として加味し、再エネの種類ごとに潜在的な利用可能性の量として推計されています。

除外条件の例としては、太陽光(土地系)であれば最大傾斜角20度以上の土地、陸上風力であれば住居からの距離が500m未滿の区域などがあります。

(5) 計画の位置づけ

本計画は、延岡市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に付随する計画として、また、上位計画の目標達成に向けた実行計画として位置づけ、再エネの導入を促進します。

■ 計画の体系



2. 地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項

(1) 促進区域の考え方

促進区域の設定は、地域の再エネポテンシャルを最大限活用するような意欲的な再エネ導入目標を設定した上で、その実現に向け、環境保全に係るルールに則って、検討することが必要です。

国の基準（温対法施行規則）や県の基準（地域共生型の再生可能エネルギー導入のための促進区域の設定に関する環境配慮基準（宮崎県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）別冊））で定める「促進区域に含めないこととする区域」（除外すべき区域）は、促進区域から除外します。また、市町村が考慮すべき区域・事項については、環境保全への影響を検討し、再エネポテンシャルの分布状況（より環境負荷の低い候補地があるか等）や設置形態等を踏まえて、促進区域とするか判断します。

環境省マニュアルにおいては、促進区域の設定に当たって特に想定される4つの類型について、以下のように示しており、個別事業の立案に先立ち、地域全体を見渡して、地域の将来像の検討とあわせて、再エネ種別ごとに、再エネポテンシャルを踏まえて、その候補地となり得るエリアを幅広く検討することが重要とされています。

■促進区域の設定例（出典：環境省マニュアル）

類型	具体的な内容
広域的ゾーニング型	環境情報等の重ね合わせを行い、関係者・関係機関による配慮・調整の下で、広域的な観点から、再エネの導入の促進区域を抽出
地区・街区指定型	スマートコミュニティの形成や PPA 普及啓発を行う地区・街区のように、再エネ利用の普及啓発や補助事業を市町村の施策として重点的に行う区域を促進区域として設定
公有地・公共施設活用型	公有地・公共施設等の利用募集・マッチングを進めるべく、活用を図りたい公有地・公共施設を促進区域として設定（例：公共施設の屋根置き太陽光発電）
事業提案型	事業者、住民等による提案を受けることなどにより、個々のプロジェクトの予定地を促進区域として設定

■市町村が実施すべき事項のイメージ（出典：環境省マニュアル）



(2) 地域脱炭素化促進事業の目標

- 延岡市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)における再生可能エネルギー導入目標の達成に資することを目標とします。

同計画における2030年度までの再エネ導入目標量は、産業部門、業務その他部門と家庭部門の3部門での合計で177.1MWとなり、年間発電電力量に換算すると158GWh/年に相当します。

■市域の再生可能エネルギー(太陽光発電)導入目標量 (延岡市地球温暖化対策実行計画(区域施策編))

年度	2020年度(現状値)	2030年度(目標)
設備容量	64.6MW	177.1MW
発電電力量	84GWh/年	158GWh/年
備考	自治体排出量カルテ(環境省)	【産業部門】40%の事業所に導入(30.5MW) 【業務部門】42%の事業所に導入(75.2MW) 【家庭部門】15%の家庭に導入(71.4MW)

この3部門のほとんどが存する、後述する促進区域(16ページ)において、この発電電力量を満たす再エネ導入ポテンシャル387GWh/年が存在していることから、最大限活用できるよう推進していきます。

今後、再エネの導入は、主に市街地における建築物の屋上や壁面を中心に設置が進むことが想定され、本計画の「促進区域」は、特段の制約がなく発電効率の高い区域として、まさに市街地を中心に設定しています。促進区域において活用できる地域脱炭素化促進事業のみならず、他の国や県の助成金等の仕組みを活用することで再エネの導入が進むことが考えられます。

なお、再エネ事業を計画する際、必ずしも促進区域内で実施しなければならないわけではなく、促進区域以外の区域における再エネ事業を妨げるものではありません。また、地域脱炭素化促進事業として行わない再エネ事業を妨げるものではなく、その事業を行う区域を規制するものではありません。したがって、促進区域の設定の有無によらず、既存の事業の実施や、実施に向けた手続きが妨げられることはありません。

(3) 地域脱炭素化促進事業の対象となる区域(促進区域)等

(ア) ゾーニングの方法

地域脱炭素化促進事業の促進に当たっては、土地利用やインフラの在り方も含め、長期的に望ましい地域の絵姿を検討しながら、まちづくりの一環として取り組むことが重要であることなどから、広域で検討する「広域的ゾーニング型」が理想的な考え方とされており、本計画ではこの方法により促進区域を設定します。

本計画では、「太陽光」と「陸上風力」についてゾーニングを行い、後述のとおり特段の制約がなく発電効率の高い区域であって、すでに“人の手が入って開かれた土地等”のみを「促進区域」として設定しています。今後の再エネに関する技術革新やその時々々の社会経済情勢に応じ、また、他の再エネを含め事業提案型を取り入れるなど、随時検討、更新していくこととします。

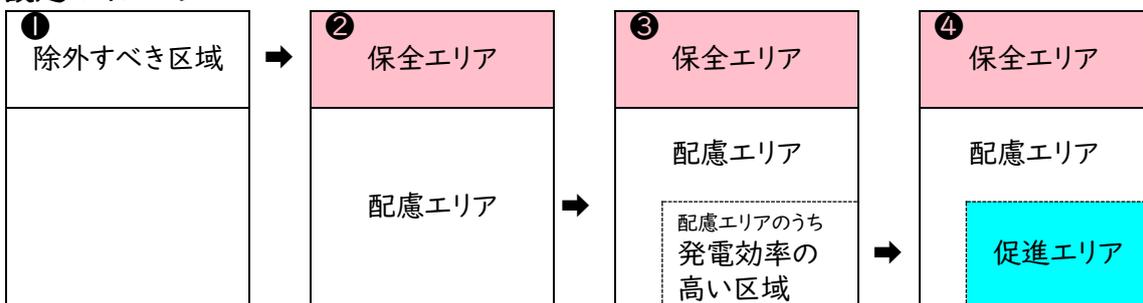
(イ) エリアの区分

ゾーニングにおいて、市内全域を次のとおり3つの区分に分類します。

保全エリア	法令等による立地制限がある区域や環境保全を優先する区域
配慮エリア	発電施設の立地にあたって様々な配慮事項の調整が必要であるが、発電施設の立地が見込める区域
促進エリア	配慮エリアのうち、特段の制約がなく、かつ発電効率が高い区域

「保全エリア」以外においても一定の配慮が必要なため、「保全エリア」以外のすべてを「配慮エリア」とし、そのうち発電効率の高い区域を抽出し「促進エリア」とします。「促進エリア」であっても、各法令に基づく関係機関との調整や、県基準における環境配慮事項に掲げる項目の調査など、一定の配慮や調整が必要です。

◆設定のイメージ



- ① 国県基準を基に市の判断も加え、除外すべき区域を設定
- ② 除外すべき区域を「保全エリア」、それ以外すべてを「配慮エリア」とする
- ③ 「配慮エリア」のうち、特段の制約がなく発電効率の高い区域を抽出
- ④ ③の区域を「促進エリア」(温対法第21条第5項第2号に規定する「促進区域」)とする

(ウ) 除外すべき区域の設定

温対法施行規則第5条の4第2項第1号に規定する「促進区域に含めることが適切でない」と認められる区域（除外すべき区域）について、国や県の環境保全に関する基準に基づくほか、県が定める「環境配慮事項」を踏まえ、本市として環境保全の観点や社会的配慮の観点から考慮することが望ましい事項に留意して、次表のとおり設定します。

■ 除外すべき区域

事項	太陽光	風力	促進区域に含めない区域	区域等の設定根拠
重要な地形及び地質への影響、土地の安定性への影響	○	○	砂防指定地	砂防法
	○	○	急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地法
	○	○	地すべり防止区域	地すべり等防止法
	○	○	土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
	○	(注)	保安林・保安林予定森林等	森林法
	○	○	河川区域	河川法
	○	○	海岸保全区域	海岸法
動物、植物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	○	○	国指定鳥獣保護区の特別保護地区	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
	○	○	県指定鳥獣保護区の特別保護地区	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
	○	○	重要生息地 「家田・川坂湿原」、「友内川」、「熊野江川河口海浜域」、「妙見・櫛津干潟」	県野生動植物種の保護に関する条例
地域を特徴づける生態系への影響	○	○	県自然環境保全地域内	県自然環境保全条例
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	○	○	国立公園区（普通地域を除く）	自然公園法
	○	○	国定公園区（普通地域を除く）	自然公園法
	○	○	県立自然公園区域（普通地域を除く）	県立自然公園条例
	○	○	風致地区	都市計画法
	○	○	歴史的風致維持向上計画で定める重点区域	地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律
その他、県が必要と判断するもの	○	○	沿道自然景観地区	宮崎県沿道修景美化条例
	○	○	農用地区域内農地	農業振興地域の整備に関する法律
	○	○	甲種農地、第1種農地	農地法
市で追加するもの	○	○	国指定鳥獣保護区 県指定鳥獣保護区 ・「東延岡」「城山西階」を除く	県の基準による ・県と市の協議により、市街地において導入ポテンシャルの高い鳥獣保護区は除くものとする
	○	○	ユネスコエコパーク（核心地域、緩衝地域）	市の判断による
	○	○	景観形成重点地区	景観法
	○	○	史跡名勝天然記念物指定区域	文化財保護法、県文化財保護条例、市文化財保護条例
		○	伝搬障害防止区域	電波法、電波伝搬障害防止制度

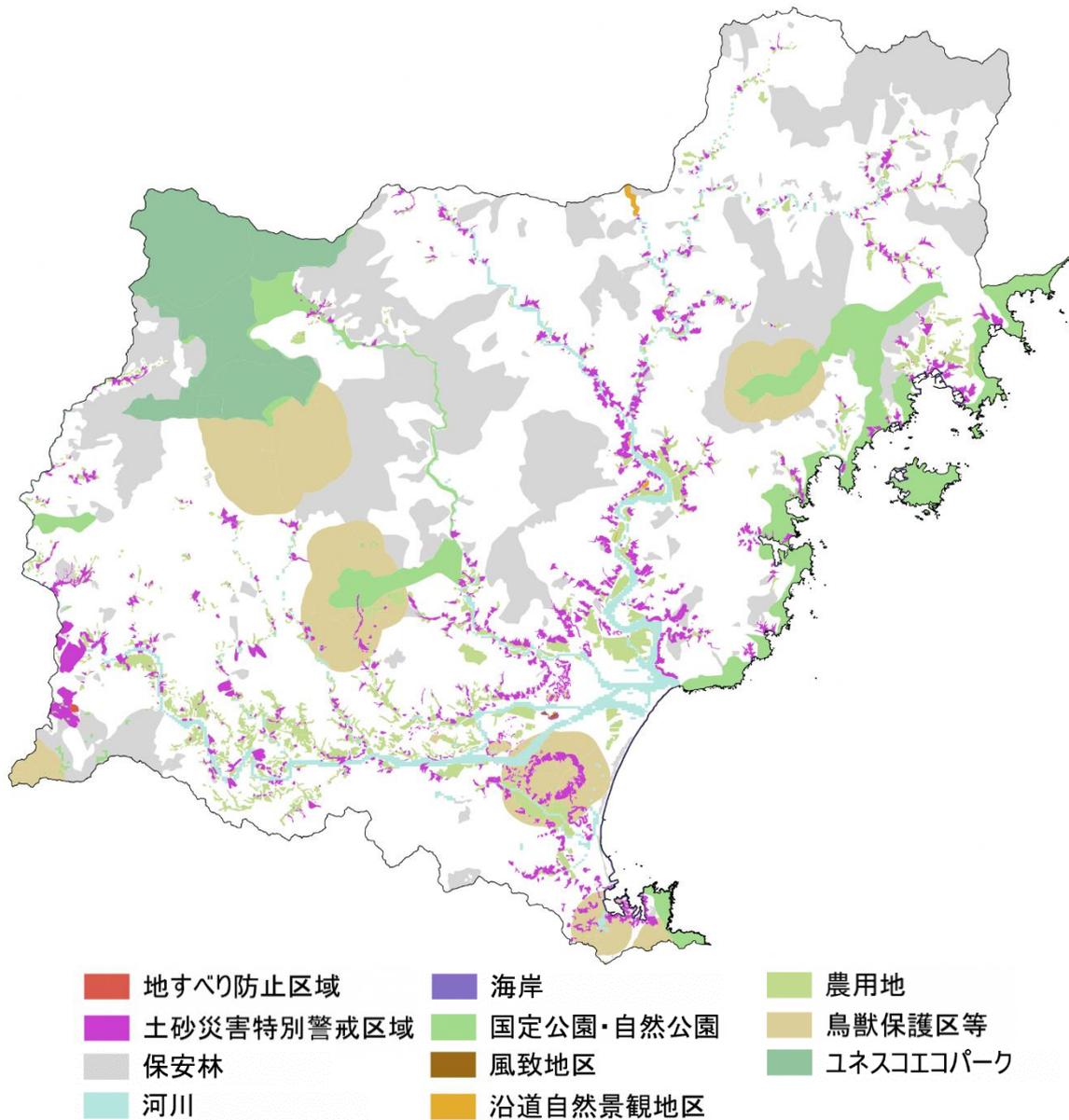
(注) 風力における保安林の取り扱いに関しては、19ページのとおり、「配慮エリア」のうち、特段の制約がなく発電効率の高い区域を抽出するにあたって除かれることから、最終的に促進区域には含まれないこととなります。

(エ) 太陽光ゾーニングマップ

①「除外すべき区域」

延岡市全域における「除外すべき区域」の各区域を着色したマップは、次のとおりです。

◆太陽光における「除外すべき区域」のマップ



このほか、次の区域については GIS データ等が入手できていないため、マップに反映していません。また、面積としては大きく影響を与えるものではないため、「除外すべき区域」の総面積算出にあたっても考慮していません。

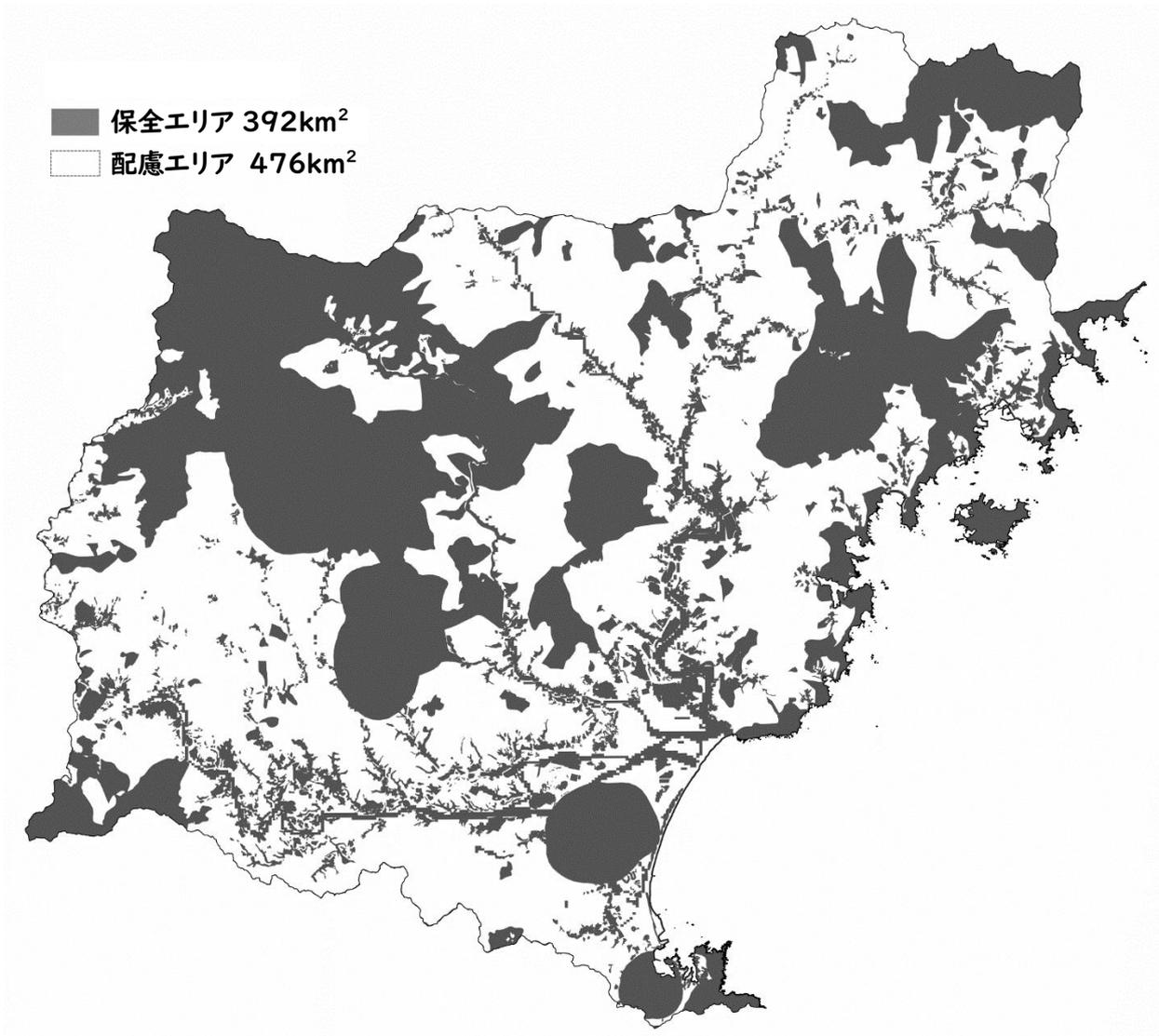
砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域、重要生息地、甲種農地、第Ⅰ種農地、
景観形成重点地区、史跡名勝天然記念物指定区域

このため、上図は、市域全体において「除外すべき区域」を把握するためのイメージ図であり、事業者が地域脱炭素化促進事業を計画し、実施する際には、本計画の12ページに掲げた「除外すべき区域」の表などを基に判断する必要があります。以下のページに掲げるマップも同様の扱いです。

②「保全エリア」と「配慮エリア」

太陽光において、①「除外すべき区域」を黒く単色でまとめたマップは次のとおりで、黒色部分を「保全エリア」とし、「保全エリア」以外の無色部分を「配慮エリア」とします。延岡市全域 868.02km²に対し、「保全エリア」の面積は 392km²、「配慮エリア」の面積は 476km²です。

◆太陽光における「除外すべき区域」(単色まとめ)



③「促進候補エリア」

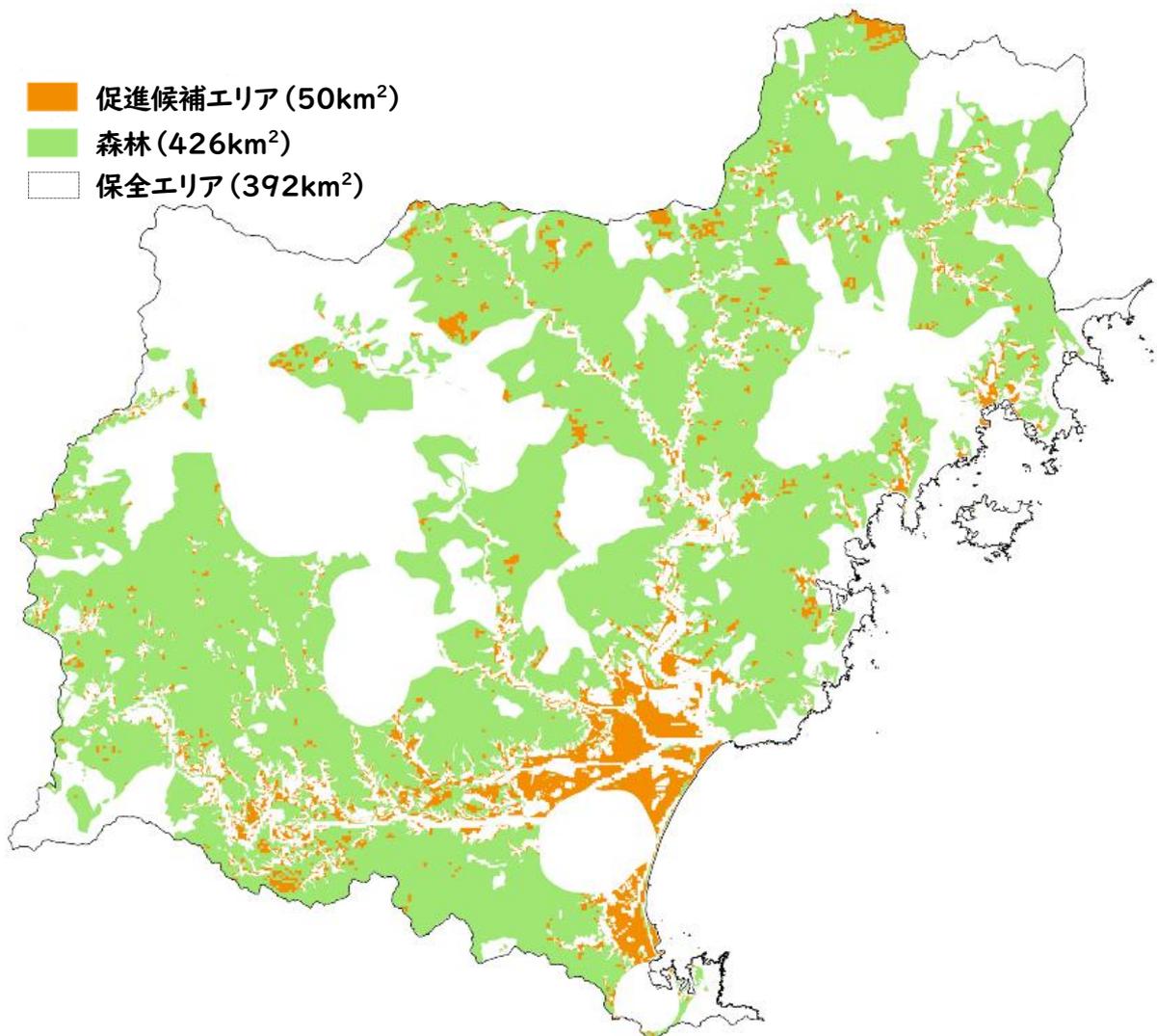
「配慮エリア」のうち、特段の制約がなく発電効率の高い区域を抽出するにあたり、まず「配慮エリア」から森林(426km²)を除いた、いわゆる“人の手が入って開かれた土地等”について、特段の制約がない区域として「促進候補エリア」(50km²)とします。

■「促進候補エリア」に該当する区域(“人の手が入って開かれた土地”)

市街化区域内	建築基準法、電気事業法、都市計画法、騒音規制法等に準拠して設置可能	約 25km ²
市街化区域外の住宅用地	建築基準法や電気事業法等に準拠して設置可能	---
農業振興地域の農用地区域外(白地、第2種農地又は第3種農地)	農振法、農地法に準拠して営農型の一時転用が可能であり、地上設置型の農地転用も条件によって許可される	約 5km ²
農業振興地域外(市街化区域)の農地	市街化区域の農地は届出制のため大きな制約はない	約 13km ²

参考: 市域 868km²、市内の農用地約 45km²、農業振興地域の農用地 32km²

◆促進候補エリア(特段の制約がない区域)のマップ

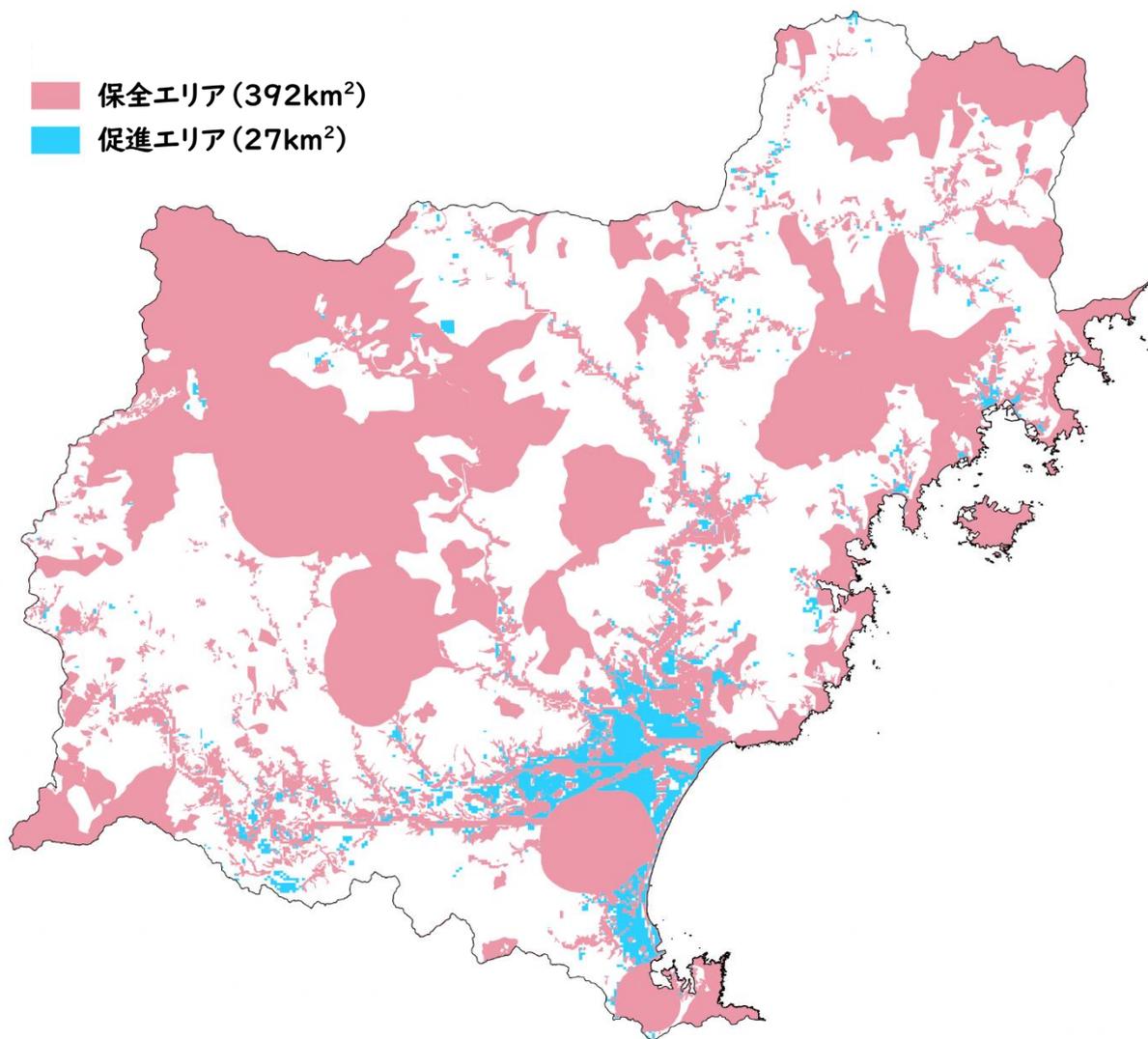


④「促進エリア」

前述③「促進候補エリア」(50km²)のうち、REPOSによる導入ポテンシャルに基づき発電効率の高い区域を抽出し「促進エリア」(27km²)とし、温対法に基づく「促進区域」とします。

以上をまとめると、太陽光における「保全エリア」と「促進エリア」は、次のマップのとおりです。

◆太陽光におけるゾーニングマップ



エリア区分ごとの年間発電電力量の導入ポテンシャルは下表のとおりで、「促進エリア」では市域の面積 3%に対し、市全体の導入ポテンシャルの 31%に相当する 387GWh/年が見込まれます。

■エリア区分ごとの太陽光の導入ポテンシャル

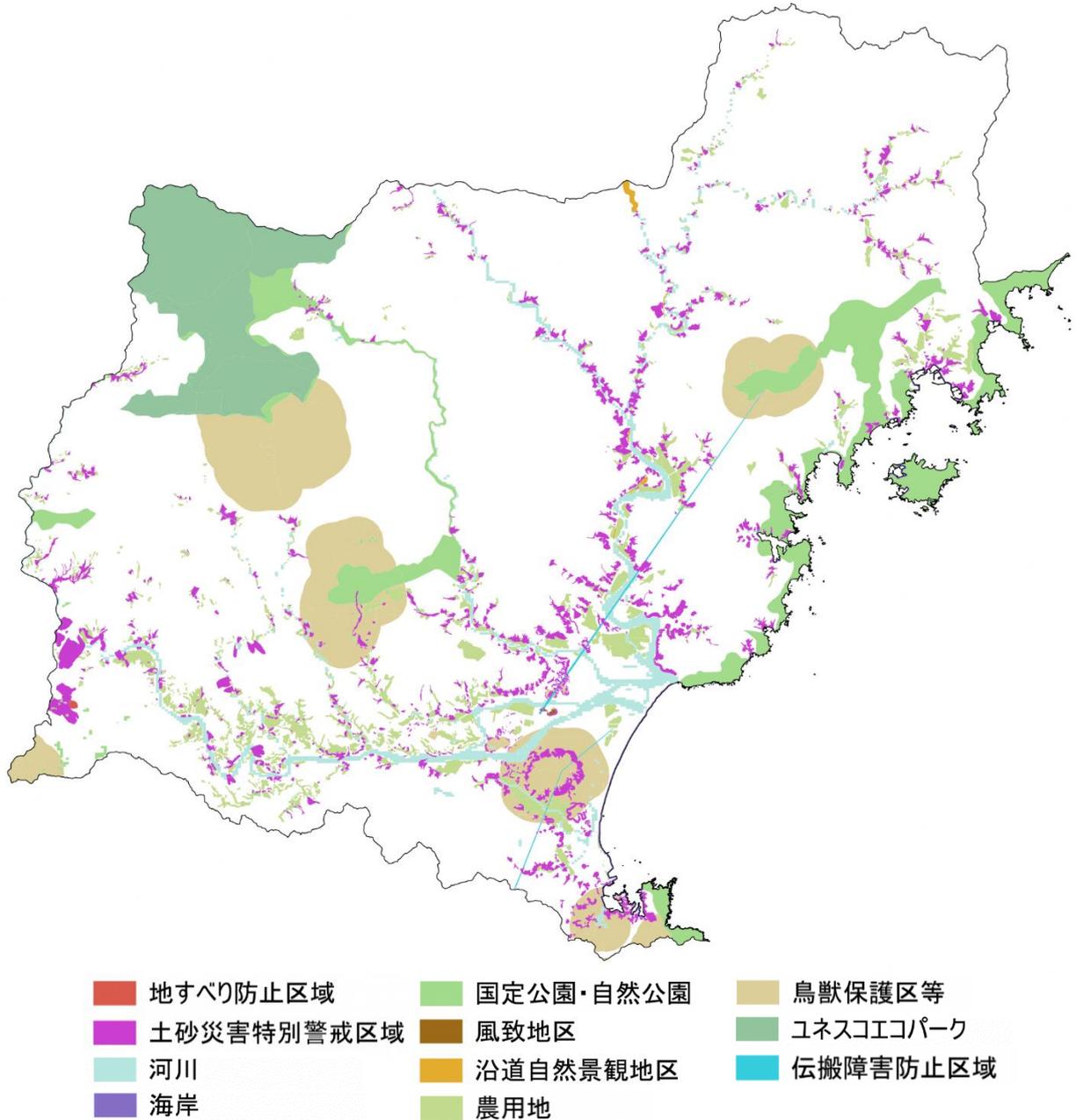
区分	年間発電電力量 (GWh/年)	面積 (km ²)
保全エリア	631 (51%)	392 (45%)
配慮エリア	229 (18%)	449 (52%)
促進エリア	387 (31%)	27 (3%)

(オ) 陸上風力ゾーニングマップ

①「除外すべき区域」

延岡市全域における「除外すべき区域」(12ページ)の各区域を着色したマップは、次のとおりです。

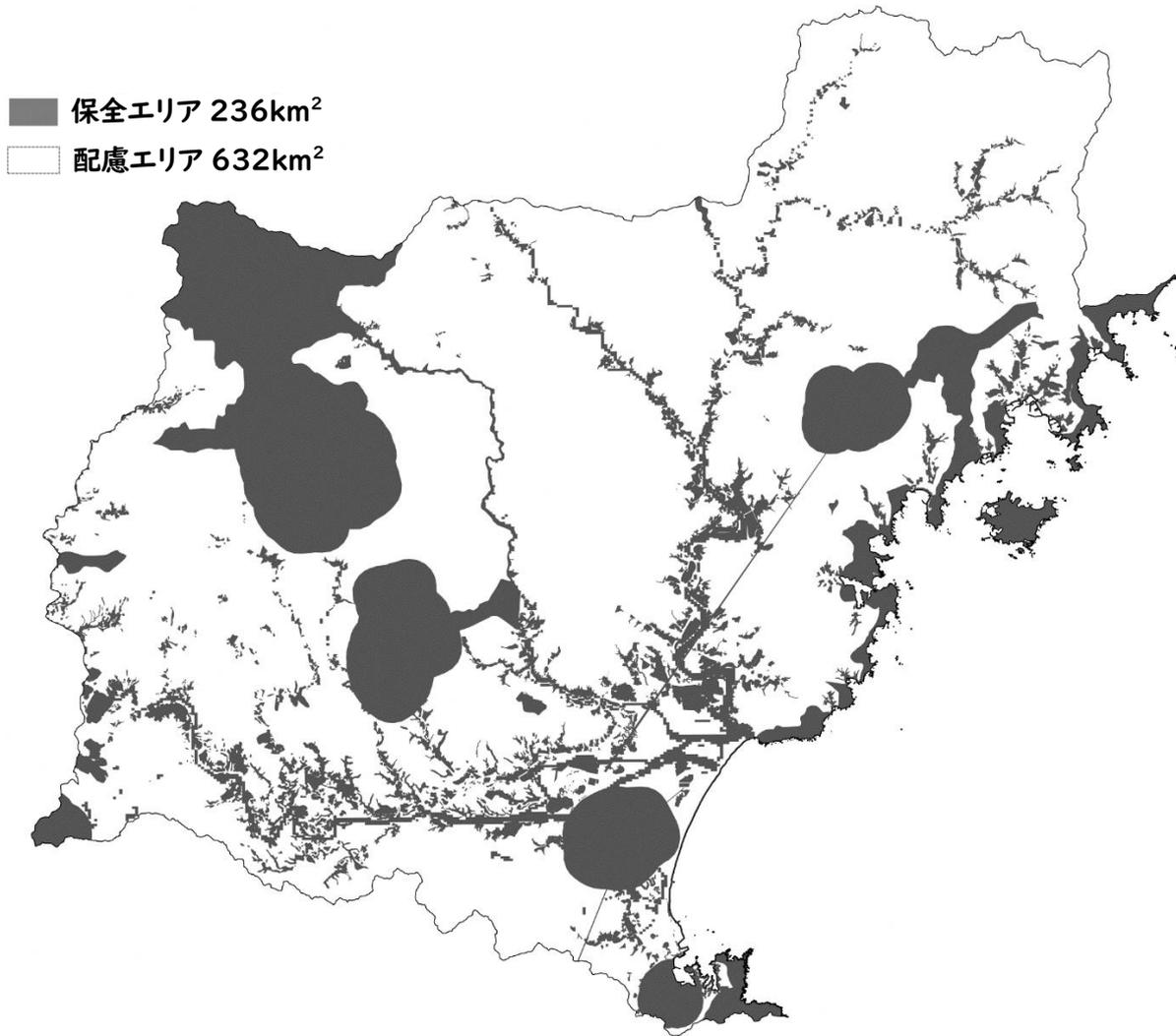
◆陸上風力における「除外すべき区域」のマップ



②「保全エリア」と「配慮エリア」

陸上風力において、①「除外すべき区域」を黒く単色でまとめたマップは次のとおりで、黒色部分を「保全エリア」とし、「保全エリア」以外の無色部分を「配慮エリア」とします。延岡市全域868.02km²に対し、「保全エリア」の面積は236km²、「配慮エリア」の面積は632km²です。

◆陸上風力における「除外すべき区域」(単色まとめ)



③「促進候補エリア」

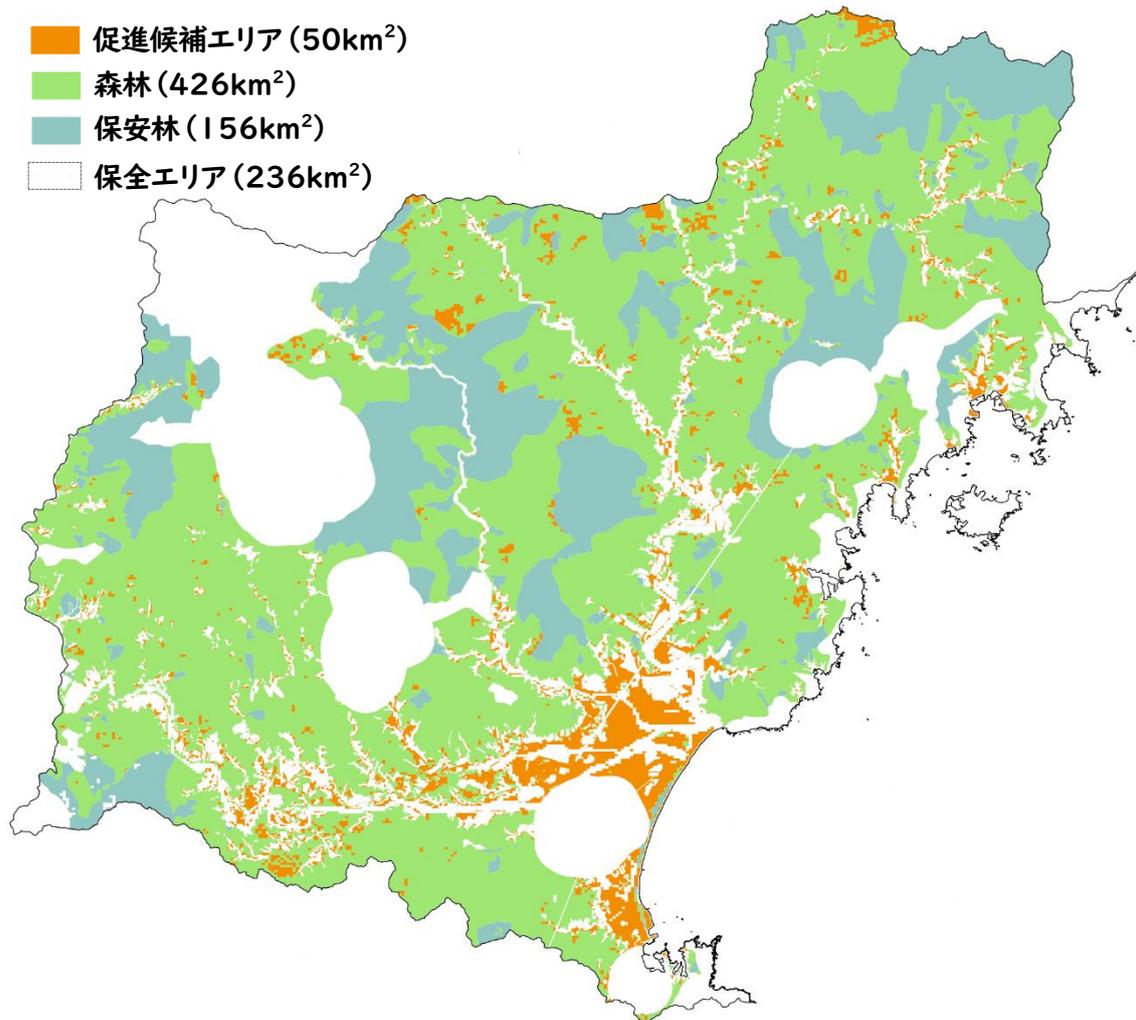
太陽光と同様、「配慮エリア」のうち、特段の制約がなく発電効率の高い区域を抽出するにあたり、まず、「配慮エリア」から森林(426km²)と保安林(156km²)を除いた、いわゆる“人の手が入って開かれた土地等”について、特段の制約がない区域として「促進候補エリア」(50km²)とします。

■「促進候補エリア」に該当する区域(“人の手が入って開かれた土地”)

市街化区域内	建築基準法、電気事業法、都市計画法、騒音規制法等に準拠して設置可能	約 25km ²
市街化区域外の住宅用地	建築基準法や電気事業法等に準拠して設置可能	---
農業振興地域の農用地区域外(白地、第2種農地又は第3種農地)	農振法、農地法に準拠して営農型の一時転用が可能であり、地上設置型の農地転用も条件によって許可される	約 5km ²
農業振興地域外(市街化区域)の農地	市街化区域の農地は届出制のため大きな制約はない	約 13km ²

参考:市域 868km²、市内の農用地約 45km²、農業振興地域の農用地約 32km²

◆促進候補エリア(特段の制約がない区域)のマップ



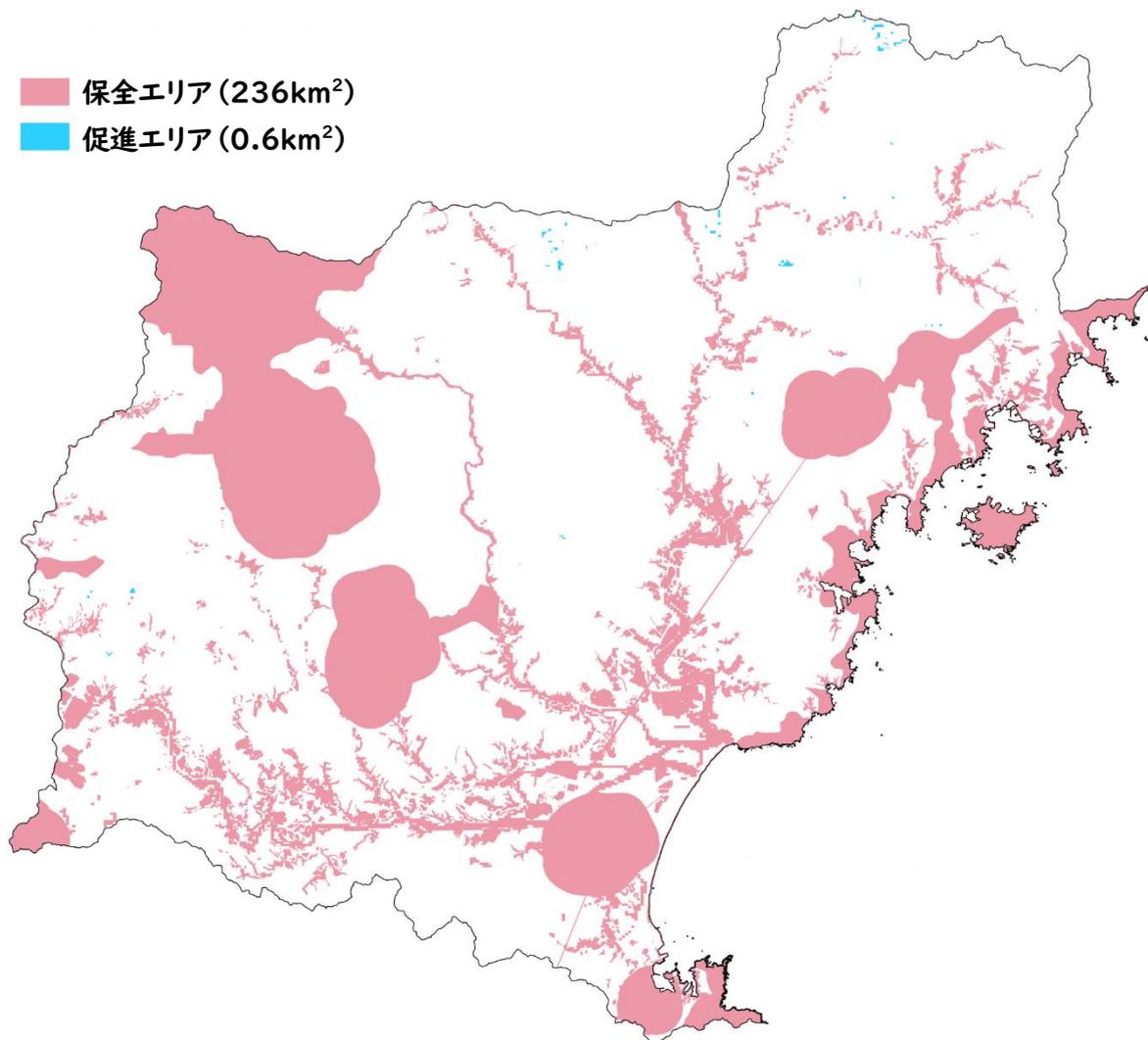
④「促進エリア」

前述の③「促進候補エリア」(50km²)のうち、REPOSによる導入ポテンシャルに基づき発電効率の高い区域を抽出し「促進エリア」(0.6km²)とし、温対法に基づく「促進区域」とします。

しかしながら、REPOSにおいて、住居から500mの範囲はもともと除外されており導入ポテンシャルを有していないため、「促進エリア」には含まれません。

以上をまとめると、陸上風力における「保全エリア」と「促進エリア」は、次のマップのとおりです。

◆陸上風力におけるゾーニングマップ



エリア区分ごとの年間発電電力量の導入ポテンシャルは下表のとおりで、「促進エリア」では14GWh/年が見込まれます。

■エリア区分ごとの風力発電の導入ポテンシャル

区分	年間発電電力量 (GWh/年)	面積 (km ²)
保全エリア	291 (30%)	236 (27%)
配慮エリア	662 (69%)	631 (73%)
促進エリア	14 (1%)	0.6(0.07%)

(カ) その他の再エネ

バイオマス発電と中小水力発電については、カーボンニュートラル達成のためには大変有効な再エネであるため、積極的に促進していきます。これらの促進区域の設定にあたっては、広域的ゾーニング型ではなく、事業者や住民等による提案を受けることなどにより、個々のプロジェクトの予定地を促進区域として設定していく、事業提案型が考えられます。(9ページ参照)

また、太陽熱と地中熱についても、賦存するエネルギー量が大きく、使用する電力の削減など省エネに有効的であるため、積極的な利用が考えられます。

◆バイオマス発電

バイオマス発電においては、豊富な森林資源を生かし、間伐材だけでなく、近年利用が減ってきている雑木林の活用が考えられます。人里に近接し燃料や材料等に利用され適度に管理されていた雑木林が、近年、ペーパーレス化やリサイクルの推進により紙源パルプとしての利用がなくなり土地利用としての価値を見出せなくなっているうえ、人口流出や人口減により管理できず荒廃が進んでいます。管理放棄や荒廃が進むとタケ類の侵入などが起こり、里山特有の生物の生息域の消滅や生物種の減少など、生物多様性が失われてしまいます。さらに、管理放棄林のかけ崩れ、保水力低下による洪水被害の拡大など、災害発生や水源涵養機能の低下も懸念されるところです。

森林面積が県内でもとりわけ広大な延岡市において森林資源をバイオマス発電に活用することは、脱炭素社会に向けた取組を一層推進するとともに、上述のような様々な課題の解決の一助となることも期待されます。

このほか、延岡市ではすでに、ごみ焼却施設において発生した熱エネルギーを利用して蒸気でタービンを回し自家発電(2,150kW)を行い、この電力を工場内で使用するほか、周辺公共施設へ供給しています。また、蒸気についても同様に周辺施設へ供給しています。さらに、下水処理場では、消化ガス発電(150kW)を導入しており、今後も継続を検討していく考えです。

◆中小水力発電(マイクロ水力発電を含む)

水資源が豊富な五ヶ瀬川水系において、すでに延岡市内の大手企業や電力事業者及び宮崎県企業局により17か所、合計127MWの水力発電が稼働していますが、漁業や水利権などの問題から自然の川に新たな中小水力発電の設置は難しいと考えられているところです。しかしながら、水量が豊富な延岡市にとって、積極的に利用したい資源です。農業用水路、上水道や下水道施設など、すでに構造物があって、発電した電気が周辺やその施設で利用が見込める地域などで、積極的な導入が期待されます。

農業用水路の可能性調査の一例として、北方町の速日峰用水路においては128kWの発電機で46万 kWh/年の発電が見込めています。

◆太陽熱利用システム

住宅用の太陽熱温水器で知られる、太陽の熱を使って温水や温風を作り、給湯や冷暖房に利用するシステムです。ホテル、病院、福祉施設など業務用建物でも使用されています。

◆地中熱の利用(ヒートポンプ)

地中の温度は外気温に比べると年間を通して変化が小さいため、夏は冷熱源、冬は温熱源として

利用できます。外気温と地中の温度差が大きいこと、空気よりも熱容量の大きな地下水や地盤と熱をやりとりすることにより、空気を熱源とするエアコンよりも効率的（10～25%程度）にエネルギーを利用できるとされています。

(4) 促進区域において整備する地域脱炭素化促進施設の種類及び規模

- 種類：太陽光発電施設及び陸上風力発電施設
- 規模：50kW以上

環境に配慮し、地域に貢献しながら再エネ事業の導入拡大を図ることを前提とし、ポテンシャルを最大限活かすため、地域脱炭素化促進施設の対象を太陽光発電施設及び陸上風力発電施設とし、その規模については、電気事業法により高圧に分類され様々な義務が生じる50kW以上とします。

ただし、再エネ特措法における説明会又は事前周知措置を実施すべき再エネ発電事業の範囲において、低圧であっても、当該事業の実施場所の敷地境界からの水平距離が100m以内に、当該事業者と同一の事業者又は密接関係者が実施する再エネ事業の実施場所がある場合は、それらの事業に係る電源の合計値が50kW以上となる場合は、説明会を開催する必要があることから、本計画においても同様に扱うこととします。

今後、地域における脱炭素化の取組や再エネの設置状況などに応じて、必要に応じ地域脱炭素化促進施設の種類や規模についても見直しを行うものとします。

(5) 地域の脱炭素化のための一体的な取組

事業者は、地域脱炭素化促進事業の実施に当たって、地域脱炭素化促進施設の整備とあわせ、さらなる地域の脱炭素化につなげるための「地域の脱炭素化のための一体的な取組」を実施することが求められています。

事業者は、本市が想定する以下に掲げる取組事業例を参考に、事業計画において具体的な取組として位置付け、申請する必要があります。

■本市が想定する取組事業例

事業例	取組概要
住宅・建築物の省エネ性能等の向上	事業に対応する施設の整備にあわせて、関連する住宅・建築物等に関する躯体の断熱性や建築設備の効率性などの省エネルギー性能を向上させる
ゼロカーボン・ドライブ	事業に対応する施設で創出したエネルギーをEV/PHEV/FCV車での活用にあわせて、走行時のCO ₂ 排出量をゼロとする
SDGsに関すること	地域住民への教育・啓発など、社会に対して理解を深めるような取組
その他の取組	その他、創出エネルギーの活用や共有、またそれらを活用したさらなる脱炭素化の取組について市による認定を検討する

(6) 地域の環境保全のための取組

事業者は、地域脱炭素化促進事業の一環として、地域脱炭素化促進施設の整備とあわせ、「地域の環境の保全のための取組」として、24ページ以降の環境配慮事項について適切な措置を講じる必要があります。太陽光と陸上風力では、必要な事項が異なります。

詳細は、宮崎県が令和6年3月に定めた「地域共生型の再生可能エネルギー導入のための促進区域の設定に関する環境配慮基準」（宮崎県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）別冊）によります。

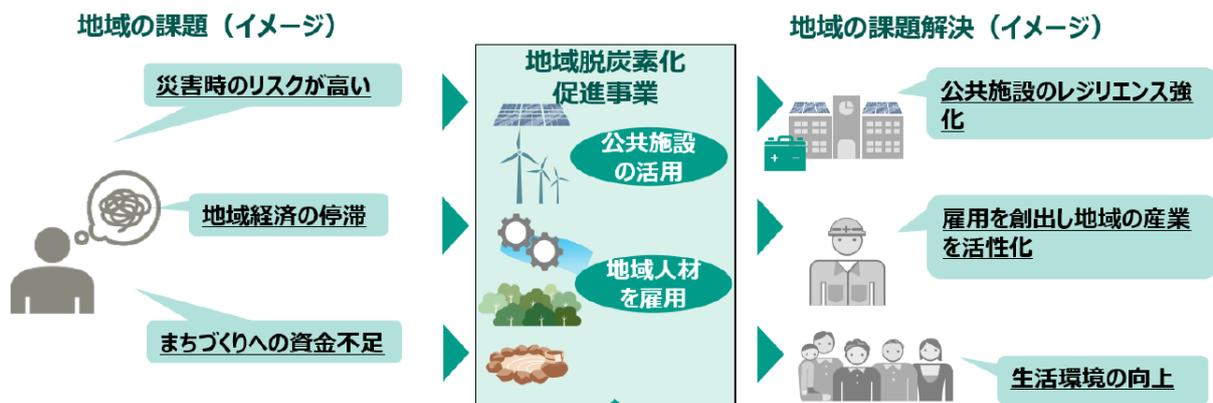
(7) 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組

事業者は、地域脱炭素化促進事業の一環として、地域脱炭素化促進施設の整備とあわせ、地域の経済活性化や地域課題等の解決に貢献するものとして、「地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組」を実施することが求められています。事業者は、本市が想定する以下に掲げる取組例を参考に、事業計画において具体的な取組として申請する必要があります。

■地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組例

地域へのメリット	取組例
地域経済への貢献	域内への安価な再エネの供給や域内での経済循環を推進する取組
	地元の雇用創出や保守点検等の再エネ事業に係る地域の人材育成や技術の共有、教育プログラムの提供等を行う取組
地域における社会的課題の解決	再エネの導入とセットでデータセンター等の産業を誘致する取組
	再エネの非常時の災害用電源としての活用や、EV シェアリング、グリーンスローモビリティの導入・活用など他の政策分野の課題解決にもいかす取組
	再エネ事業に伴う発電余熱の施設園芸への活用や、燃焼残渣物の有機肥料としての活用等の取組
	収益等を活用して高齢者の見守りサービスや移動支援等の取組
	耕作放棄地・荒廃農地の活用による獣害対策

◆促進事業のイメージ（出典：環境省マニュアル）



「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（地域脱炭素化促進事業編・本編）」

(8) 環境配慮事項

(ア) 太陽光

1) 延岡市として保全エリアに設定した事項

環境配慮事項	収集すべき情報	収集方法	適正な配慮のための考え方
動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	<ul style="list-style-type: none"> ・国指定鳥獣保護区(特別保護地区を除く。) ・県指定鳥獣保護区(特別保護地区を除く。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境アセスメントデータベース(EADAS) ・宮崎県「鳥獣保護区等位置図について」 ・環境省九州地方環境事務所に確認 ・宮崎県自然環境課に確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・国指定鳥獣保護区、県指定鳥獣保護区のそれぞれ周囲1kmの範囲内(特別保護地区を除く。)については、原則として事業区域に含めないようにすること。また、この範囲の周囲においては、鳥獣の生息の状況に著しく影響を及ぼすおそれのないよう配慮すること。 ・「東延岡」と「城山西階」鳥獣害保護区を除く。
地域を特徴づける生態系への影響	<ul style="list-style-type: none"> ・保護林 ・緑の回廊 ・ユネスコエコパーク(核心地域、緩衝地域) 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境アセスメントデータベース(EADAS) ・林野庁九州森林管理局に確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として当該地の改変を避けた事業計画とすること。

2) 事業者により当該エリアを把握し、事業計画への明記を求める事項

環境配慮事項	収集すべき情報	収集方法	適正な配慮のための考え方
騒音による影響	<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全の配慮が特に必要な施設(学校、保育所、図書館、病院、診療所及び福祉施設等。以下、「保全対象施設」という。)の分布状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境アセスメントデータベース(EADAS) ・国土交通省「国土数値情報(学校)」 ・ // 「国土数値情報(医療機関)」 ・ // 「国土数値情報(福祉施設)」 	<ul style="list-style-type: none"> ・保全対象施設や住宅と太陽光発電施設までの距離については、施設の規模・性能、設置数等の事業特性や、地形、気象条件等の地域特性に応じて、騒音の距離減衰式等により騒音レベルを予測し、騒音の影響を極力低減できるような離隔距離を設けること。 ・騒音(低周波音を含む。)による影響が懸念される場合には、パワーコンディショナへの囲いや、環境配慮が特に必要な施設との境界に壁等を設置するなど十分な対策を講じること。 ・特に都市計画区域における住居系の用途地域は、良好な住環境を守るための地域として設定されていることを踏まえ、騒音(低周波音を含む。)による生活環境への影響の回避・低減に特に留意すること。

環境配慮事項	収集すべき情報	収集方法	適正な配慮のための考え方
	<ul style="list-style-type: none"> ・住居がまとまって存在する地域の分布状況 ・騒音に係る環境基準の類型指定地域 ・環境基準の達成状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・国土地理院「地形図、国土基本図、土地条件図」 ・延岡市都市計画課に確認 ・環境アセスメントデータベース(EADAS) ・延岡市生活環境課に確認 ・宮崎県「みやざきの環境(環境白書)」 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境基準の未達成地域、規制基準等を超過している地域等、環境が悪化し又はそのおそれがある地域の有無について確認すること。 <p>⇒環境基準未達成及び規制基準超過の地域はありません。</p>
水の濁りによる影響	<ul style="list-style-type: none"> ・取水施設の状況(上水道、工業用水、農業用水等) ・漁業権及び漁業許可の設定状況 ・湖沼・ため池等の位置と規模、貯水量 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境アセスメントデータベース(EADAS) ・宮崎県漁業管理課に確認 ・環境アセスメントデータベース(EADAS) ・ため池データベース 	<ul style="list-style-type: none"> ・降雨時に事業区域外へ濁水が流出することのないよう、適切な排水計画を採用すること。 ・洗掘や雨裂による土砂流出・濁水の発生を防止するため、法面保護工を行うなど、土砂流出・濁水発生防止策を講じること。 ・特に排水先下流で漁業が行われている場合や飲用水等としての利水がある場合は対策を徹底すること。
	<ul style="list-style-type: none"> ・水質汚濁に係る環境基準の水域類型指定 ・環境基準の達成状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境アセスメントデータベース(EADAS) ・宮崎県「みやざきの環境(大気及び水質の測定結果)」、「みやざきの環境(環境白書)」 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境基準の未達成地域等、環境が悪化し又はそのおそれがある地域の有無について確認すること。(対象:浮遊物質(SS)) <p>⇒環境基準未達成の地域はありません。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・注目すべき地形・地質の存在 ・国・県が指定する地形、地質に関する天然記念物の存在 ・ジオパークのジオサイト 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境アセスメントデータベース(EADAS) ・国土地理院「地形図、国土基本図、土地条件図」 ・環境省「自然環境保全基礎調査」 ・日本の地形レッドデータブック第1、2集(日本の地形レッドデータブック作成委員会) ・宮崎県「みやざきデジタルミュージアム」、「みやざき文化財情報」 ・日本ジオパークネットワーク(JGN) 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業区域内に注目すべき地形・地質のうち極めて価値のあるものがある場合は、その周辺環境も保全し、周囲と一体的に残存させるよう事業を行うこと。 ・国、県が指定する地形、地質に関する天然記念物が存在する場合は、事業区域に含めないようにすること。 ・当該地形の改変を避け、又は改変面積を最小限に抑えた事業計画にすること。 <p>⇒延岡市には対象のエリアは存在しません。</p> <p>⇒延岡市には対象のエリアは存在しません。</p>
土地の安定性への影響	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒区域 ・土石流危険渓流 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境アセスメントデータベース(EADAS) ・宮崎県「宮崎県土砂災害警戒区域等マップ」 	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒区域及び土石流危険渓流(※)において事業を予定する場合には、土砂災害の発生を誘発・助長するお

環境配慮事項	収集すべき情報	収集方法	適正な配慮のための考え方
		・宮崎県延岡土木事務所に確認	それがないようにすること。 ※土石流危険渓流とは、土砂災害警戒区域(土石流)の基準地点より上流の渓流。
	・地域森林計画対象森林	・宮崎県森林経営課に確認 ・宮崎県「地域森林計画」 ・「延岡市森林整備計画」(林務課)	・人家など集落の上流・周辺域の森林では、森林法の開発基準や配慮事項に基づき、森林の保全に支障を及ぼすおそれがないようにすること。
	・山地災害危険地区	・宮崎県自然環境課に確認 ・宮崎県「ひなたGIS」	・山地災害危険地区内及び上流・周辺域において事業を予定する場合には、山地災害の発生を誘発・助長するおそれがあるため、調査の上、事業区域、事業内容及び適切な災害防止策を検討すること。
	・宅地造成等工事規制区域 ・特定盛土等規制区域 ・造成宅地防災区域(宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく規制区域指定後(R7年度指定予定))	・宮崎県盛土対策課、建築住宅課、砂防課、自然環境課、担い手農地対策課に確認	・事業区域が宅地造成等工事規制区域・特定盛土等規制区域・造成宅地防災区域である場合には、法の技術的基準に基づき、土地の安定性に支障を及ぼすおそれがないようにすること。
	・河川保全区域	・河川管理者へ確認	・河岸又は河川管理施設の保全上の支障の有無について、調査を行い、当該河岸又は河川管理施設の保全上の支障を生じる恐れがないようにすること。
	・土地の災害履歴	・国土交通省「土地保全図(災害履歴図)」 ・宮崎県河川課、砂防課に確認	・事業区域内及びその周辺において、降雨などによる地すべり、崩壊、土石流等の災害が過去にあった場合には、その土地の特性を十分に認識するとともに、土地の安定性について適切に必要な調査を行い、事業実施に伴い再度災害を誘発させないように、適切な整備を行うこと。
	・農業用ため池の影響する区域	・宮崎県「みやざきの農業用ため池」 ・延岡市危機管理企画課に確認	・農業用ため池及びその決壊の影響する範囲を避けた事業計画とし、農業用ため池の管理及び保全に関する法律、に基づき手続きを行うこと。
反射光による影響	・保全対象施設の分布状況	・環境アセスメントデータベース(EADAS) ・国土交通省「国土数値情報(学校)」 ・ // 「国土数値情報(医療機関)」 ・ // 「国土数値情報(福祉施設)」	・事業地の周囲に植栽を施すこと、太陽光の反射を抑えた仕様のパネルを採用すること、又はアレイの配置若しくは向きを調整することなど、保全対象施設や住宅の窓に反射光が差し込まないように措置を講じること。 ・特に都市計画区域における住居系の用途地域は、良好な住環境を守るための地域として設定されていることを踏まえ、反射光による生活環境への影響の回避・低減に特に留意すること。
	・住居がまとまって存在する地域の分布	・国土地理院「地形図、国土基本図、土地条件図」	

環境配慮事項	収集すべき情報	収集方法	適正な配慮のための考え方
	状況	<ul style="list-style-type: none"> ・延岡市都市計画課に確認 ・環境アセスメントデータベース (EADAS) 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・交通網・交通機関の状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境アセスメントデータベース (EADAS) ・大阪航空局宮崎空港事務所 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業区域の周辺に主要な高速道路や鉄道、空港等の施設がある場合には、太陽光パネルの反射光による運転者への影響等をシミュレーション等により確認すること。確認の結果、反射光の影響が懸念される場合には、上記の保全対象施設と同様に、必要な対策を講じること。
地域を特徴づける生態系への影響	<ul style="list-style-type: none"> ・重要里地里山 ・重要湿地 ・重要海域 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境アセスメントデータベース (EADAS) ・環境省九州地方環境事務所に確認 ・宮崎県自然環境課に確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・促進区域を設定しようとする地域やその周辺に重要地域が含まれている場合は、特に配慮を必要とする種の生息、生育状況とその保全に必要な措置について調査し、当該動植物種への影響を極力回避した事業計画とすること。
	<ul style="list-style-type: none"> ・保護水面 	<ul style="list-style-type: none"> ・宮崎県漁業管理課に確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・促進区域を設定しようとする地域やその下流に保護水面が設定されている場合は、対象種の産卵や成長等への影響及び対象種の生態に係る動植物や生息環境への影響を回避すること。特に、濁水による影響について留意すること。
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	<ul style="list-style-type: none"> ・景観計画の対象区域 	<ul style="list-style-type: none"> ・「延岡市景観計画」(都市計画課) 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業予定地に景観計画の対象区域を含む場合には、景観計画所定の手続きに留意し、かつ、景観形成基準への適合等、景観に配慮した事業計画とすること。
	<ul style="list-style-type: none"> ・国立公園区域の普通地域 ・国定公園区域の普通地域 ・県立自然公園区域の普通地域 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境アセスメントデータベース (EADAS) ・環境省九州地方環境事務所に確認 ・宮崎県自然環境課に確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、専門家や関係機関等に聴取した上で、環境の保全に必要な措置を講じること。 ・施設や付帯設備の色を周辺景観との調和に配慮した色彩にするなど構造物が景観に影響を与えないように措置を講じること。
	<ul style="list-style-type: none"> ・伝統的建造物群保存地区 ・重要文化的景観 ・史跡・名勝・天然記念物指定地 	<ul style="list-style-type: none"> ・延岡市文化財・市史編さん課に確認 ・「のべおか e マップ」 	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財保護法、文化財保護条例等で指定又は選定されている文化財については、文化財の現状変更の他、指定範囲内外における保存に影響を及ぼす行為についても許可が必要となっている場合があり、左記の地区等(景観に関連する文化財で面的な広がりを持つ文化的景観等)が存在する場合には、眺望点や主要な眺望方向の設定において留意すること。
	<ul style="list-style-type: none"> ・世界農業遺産 	<ul style="list-style-type: none"> ・宮崎県中山間農業振興室に確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・世界農業遺産地域のみならず、その資産範囲周辺に設定される緩衝地帯及びその近傍(海域を含む。)であっても、事業によって世界遺産に何らかの影響を及ぼすことがないよう、事業の計画段階において、関係課室と協議を行うこと。 <p>⇒延岡市には対象のエリアは存在しません。</p>

環境配慮事項	収集すべき情報	収集方法	適正な配慮のための考え方
主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響	・九州自然歩道	・宮崎県「みやざきの自然公園 九州自然歩道」	・事業区域内に自然とのふれあいの活動の場がある場合は、当該地の改変を避け、又はその改変面積を最小限に抑えること。
	・キャンプ場、海水浴場、釣り場、潮干狩り場、散策路・登山道等の自然との触れ合いの活動の場の状況	・環境アセスメントデータベース (EADAS) ・観光便覧、観光パンフレット	
その他宮崎県が必要と判断するもの	・都市計画法に基づく地区計画の区域	・延岡市都市計画課に確認 ・環境アセスメントデータベース (EADAS)	・事業区域が地区計画の区域内である場合には、地区計画で定められた目標・方針及び地区整備計画に従い、事業実施に当たって適切な配慮を行うこと。
	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物が地下にある土地の指定区域	・宮崎県循環社会推進課に確認	・廃棄物最終処分場跡地において、掘削等土地の形質の変更に伴う生活環境保全上の支障（廃棄物の飛散・流出、ガスの発生公共の水域又は地下水への汚染等）が生ずることがないように事業実施に当たって適切な配慮を行うこと。 ・掘削等土地の形質の変更に伴って生じた廃棄物は適正に処理すること。
	・洪水浸水想定区域 ・雨水出水浸水想定区域 ・高潮浸水想定区域 ・津波災害警戒区域 ・津波浸水想定区域	・環境アセスメントデータベース (EADAS) ・国土交通省「洪水浸水想定区域図・洪水ハザードマップ」 ・宮崎県の各想定区域図 ・延岡市ハザードマップ（内水は下水道課、その他は危機管理企画課）	・設備の設置場所に浸水が想定される区域が含まれる場合には、感電事故防止のため、パワーコンディショナや集電箱などの機器を、敷地内で想定される浸水深より高い位置に設置するなど、浸水リスクの回避を検討すること。
	・漁港区域	・宮崎県漁業管理課に確認	・事業区域が漁港区域である場合には、漁港の開発、利用又は保全に著しく支障を及ぼすおそれがないようにすること。
	・臨港地区、港湾隣接地域	・宮崎県港湾課に確認	・事業区域が港湾区域、臨港地区または港湾隣接地域である場合には、港湾の開発、利用又は保全に著しく支障を及ぼすおそれがないようにすること。
	・設置後の維持管理計画の検討及び事業計画終了後の処分計画の有無		・検討した環境配慮の対策について定期的に状態を確認するなど、適切な維持管理計画及び体制を検討すること。 ・事業終了後の設備の放置や不法投棄を防ぐため適切な撤去・処分について、国の方針等を踏まえて計画すること。
	・土壌汚染対策法に定める要措置区域及び形質変更時要届地区	・環境省「土壌汚染対策法に基づく要措置区域等一覧」	・計画地に要措置区域及び形質変更時要届出区域が存在する場合には、必要な調査、検討及び措置を行い、生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

3) 設置事業者は事業計画に明記した上で市及び設置事業者の事前協議で検討すべき事項

環境配慮事項	収集すべき情報	収集方法	適正な配慮のための考え方
動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	・国内希少野生動植物種の生息・生育状況	・環境省「国内希少野生動植物種一覧」	・希少動物種の繁殖や重要生息地が存在する場合は、原則として事業区域に含めないようにすること。
	・指定希少野生動植物種の生息・生育状況	・宮崎県自然環境課に確認	
	・国・県・市町村が指定する動物に関する天然記念物	・宮崎県「みやざきデジタルミュージアム」、「みやざき文化財情報」 ・延岡市指定文化財（文化財・市史編さん課）	・注目すべき種及び個体群のうち極めて価値の高いものが分布する場合は、原則としてその生息場所、生息環境を事業区域に含めないようにすること。 ・動物の繁殖や生息条件として地下水が重要な意味を持つ場合、地下水位に著しい影響を与えるような地下構造物の設置や、地下工事等を避けること。
	・環境省レッドリスト	・環境省レッドリスト ・環境省レッドデータブック	
	・宮崎県レッドリスト	・宮崎県レッドリスト ・宮崎県レッドデータブック	
植物の重要な種及び重要な群落への影響	・国内希少野生動植物種の生息・生育状況	・環境省「国内希少野生動植物種一覧」	・希少植物種の繁殖や重要生息地が存在する場合は、原則として事業区域に含めないようにすること。
	・指定希少野生動植物種の生息・生育状況	・宮崎県自然環境課に確認	
	・国・県が指定する植物に関する天然記念物	・宮崎県「みやざきデジタルミュージアム」、「みやざき文化財情報」	・注目すべき個体、集団、種及び群落のうち極めて価値の高いものが分布する場合は、原則としてその成育場所の土地の改変を行わず、その生育環境の保全に必要な条件（水象、日照等）を確保するなどにより、将来にわたって存続させること。また、万が一生態系に影響が生じた場合には、原状回復及び回復措置を行うこと。 ・注目すべき植物の生育立地の条件として地下水が重要な意味を持つ場合、地下水位に著しい影響を与えるような地下構造物の設置や、工事を避けること。
	・環境省レッドリスト	・環境省レッドリスト ・環境省レッドデータブック	
	・宮崎県レッドリスト	・宮崎県レッドリスト ・宮崎県レッドデータブック	
・植生自然度の高い区域 ・特定植物群落 ・巨樹、巨木林	・環境アセスメントデータベース（EADAS） ・国土交通省「河川水辺の国勢調査の生物調査結果」	・原則として当該地の改変を避けた事業計画とすること。	

環境配慮事項	収集すべき情報	収集方法	適正な配慮のための考え方
		・環境省「自然環境保全基礎調査結果」	
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	・景観計画の対象区域	・「景観形成重点地区パンフレット」(都市計画課)	・景観計画区域内の重点区域については、景観への影響を鑑み、事業の計画段階において、関係課と協議を行うこと。
	・国立公園区域の普通地域 ・国定公園区域の普通地域 ・県立自然公園区域の普通地域	・環境アセスメントデータベース(EADAS) ・環境省九州地方環境事務所に確認 ・宮崎県自然環境課に確認	・事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、専門家や関係機関等に聴取した上で、環境の保全に必要な措置を講じること。
その他宮崎県が必要と判断するもの	・周知の埋蔵文化財包蔵地	・延岡市文化財・市史編さん課に確認	・周知の埋蔵文化財包蔵地における届出又は通知の対象行為への該当の有無等について、事業の計画段階において関係課と協議を行うこと。 ・事業予定地が埋蔵文化財包蔵地である場合には、影響を及ぼすことがないようにすることが望ましいが、やむを得ず影響が及ぶ場合には、発掘調査等の措置を行うこと。
	・災害時の避難所や災害廃棄物の仮置場など、市町村の計画等で緊急時のために確保している場所等	・延岡市危機管理企画課、クリーンセンター(資源対策課、清掃工場)に確認	・計画等で定めた当該地の目的・用途に支障が生じないようにすること。

(イ) 風力

1) 延岡市として保全エリアに設定する事項

環境配慮事項	収集すべき情報	収集方法	適正な配慮のための考え方
動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	<ul style="list-style-type: none"> ・国指定鳥獣保護区(特別保護地区を除く。) ・県指定鳥獣保護区(特別保護地区を除く。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境アセスメントデータベース(EADAS) ・宮崎県「鳥獣保護区等位置図について」 ・環境省九州地方環境事務所に確認 ・宮崎県自然環境課に確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・国指定鳥獣保護区、県指定鳥獣保護区のそれぞれ周囲1kmの範囲内(特別保護地区を除く。)については、原則として事業区域に含めないようにすること。また、この範囲の周囲においては、鳥獣の生息の状況に著しく影響を及ぼすおそれのないよう配慮すること。 ・「東延岡」と「城山西階」鳥獣害保護区を除く。
	<ul style="list-style-type: none"> ・重要野鳥生息地 	<ul style="list-style-type: none"> ・日本野鳥の会ホームページ 	<ul style="list-style-type: none"> ・重要野鳥生息地(IBA)については、原則として事業区域に含めないようにすること。また、この範囲の周囲においては、鳥獣の生息の状況に著しく影響を及ぼすおそれのないよう配慮すること。
地域を特徴づける生態系への影響	<ul style="list-style-type: none"> ・保護林 ・緑の回廊 ・ユネスコエコパーク(核心地域、緩衝地域) 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境アセスメントデータベース(EADAS) ・林野庁九州森林管理局に確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として当該地の改変を避けた事業計画とすること。

2) 事業者により当該エリアを把握し、事業計画への明記を求める事項

環境配慮事項	収集すべき情報	収集方法	適正な配慮のための考え方
騒音による影響	<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全の配慮が特に必要な施設(学校、保育所、図書館、病院、診療所及び福祉施設等。以下、「保全対象施設」という。)の分布状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境アセスメントデータベース(EADAS) ・国土交通省「国土数値情報(学校)」 ・ // 「国土数値情報(医療機関)」 ・ // 「国土数値情報(福祉施設)」 	<ul style="list-style-type: none"> ・保全対象施設や住宅と風力発電施設までの距離については、施設の規模・性能、設置数等の事業特性や、地形、気象条件等の地域特性に応じて、騒音の距離減衰式等により騒音レベルを予測し、また、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」(平成29年5月環境省通知)との整合が図られているか検討するなど、騒音の影響を極力低減できるよう十分な離隔距離を設けること。 ・騒音(低周波音を含む。)による影響が懸念される場合には、十分な対策を講じること。 ・特に都市計画区域における住居系の用途地域は、良好な住環境を守るための地域として設定されていることを踏まえ、騒音(低周波音を含む。)による生活環境への影響の回避・低減に特に留意すること。

環境配慮事項	収集すべき情報	収集方法	適正な配慮のための考え方
	<ul style="list-style-type: none"> ・住居がまとまって存在する地域の分布状況 ・騒音に係る環境基準の類型指定地域 ・環境基準の達成状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・国土地理院「地形図、国土基本図、土地条件図」 ・延岡市生活環境課に確認 ・宮崎県「みやざきの環境（環境白書）」 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境基準の未達成地域、規制基準等を超過している地域等、環境が悪化し又はそのおそれがある地域の有無について確認すること。 ⇒環境基準未達成及び規制基準超過の地域はありません。
重要な地形及び地質への影響	<ul style="list-style-type: none"> ・注目すべき地形・地質の存在 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境アセスメントデータベース（EADAS） ・国土地理院「地形図、国土基本図、土地条件図」 ・環境省「自然環境保全基礎調査」 ・日本の地形レッドデータブック第1、2集（日本の地形レッドデータブック作成委員会） 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業区域内に注目すべき地形・地質のうち極めて価値のあるものがある場合は、その周辺環境も保全し、周囲と一体的に残存させるよう事業を行うこと。 ⇒延岡市には対象のエリアは存在しません。
	<ul style="list-style-type: none"> ・国・県が指定する地形、地質に関する天然記念物の存在 	<ul style="list-style-type: none"> ・宮崎県「みやざきデジタルミュージアム」、「みやざき文化財情報」 	<ul style="list-style-type: none"> ・国、県が指定する地形、地質に関する天然記念物が存在する場合は、事業区域に含めないようにすること。 ⇒延岡市には対象のエリアは存在しません。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ジオパークのジオサイト 	<ul style="list-style-type: none"> ・日本ジオパークネットワーク（JGN） 	<ul style="list-style-type: none"> ・当該地形の改変を避け、又は改変面積を最小限に抑えた事業計画にすること。 ⇒延岡市には対象のエリアは存在しません。
土地の安定性への影響	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒区域 ・土石流危険渓流 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境アセスメントデータベース（EADAS） ・宮崎県「宮崎県土砂災害警戒区域等マップ」 ・宮崎県延岡土木事務所に確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒区域及び土石流危険渓流（※）において事業を予定する場合には、土砂災害の発生を誘発・助長するおそれがないようにすること。 ※土石流危険渓流とは、土砂災害警戒区域（土石流）の基準地点より上流の渓流。
	<ul style="list-style-type: none"> ・山地災害危険地区 	<ul style="list-style-type: none"> ・宮崎県自然環境課に確認 ・宮崎県「ひなた GIS」 	<ul style="list-style-type: none"> ・山地災害危険地区内及び上流・周辺域において事業を予定する場合には、山地災害の発生を誘発・助長するおそれがあるため、調査の上、事業区域、事業内容及び適切な災害防止策を検討すること。
	<ul style="list-style-type: none"> ・保安林 	<ul style="list-style-type: none"> ・宮崎県東白杵農林振興局又は自然環境課に確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・「保安林の指定解除事務等マニュアル（風力編）」（林野庁）に基づき、必要な手続を行うこと。 ・事業の公的土地利用計画による位置づけに考慮し、保安林の指定目的の達成に支障がないと認められる場合、（風量調査の結果、保安林外で適地がないと判断された場合）に限って設置（保安林解除）できる。

環境配慮事項	収集すべき情報	収集方法	適正な配慮のための考え方
	・保安林予定森林等	・宮崎県東臼杵農林振興局又は自然環境課に確認	・公益目的を達成するために制限を課す予定である森林であるため、保安林と同様に慎重に検討すること。
	・宅地造成等工事規制区域 ・特定盛土等規制区域 ・造成宅地防災区域(宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく規制区域指定後(R7年度指定予定))	・宮崎県盛土対策課、建築住宅課、砂防課、自然環境課、担い手農地対策課に確認	・事業区域が宅地造成等工事規制区域・特定盛土等規制区域・造成宅地防災区域である場合には、法の技術的基準に基づき、土地の安定性に支障を及ぼすおそれがないようにすること。
	・河川保全区域	・河川管理者に確認	・河岸又は河川管理施設の保全上の支障の有無について、調査を行い、当該河岸又は河川管理施設の保全上の支障を生じる恐れがないようにすること。
	・土地の災害履歴	・国土交通省「土地保全図(災害履歴図)」 ・延岡市危機管理企画課に確認 ・宮崎県河川課、砂防課に確認	・事業区域内及びその周辺において、降雨などによる地すべり、崩壊、土石流等の災害が過去にあった場合には、その土地の特性を十分に認識するとともに、土地の安定性について適切に必要な調査を行い、事業実施に伴い再度災害を誘発させないように、適切な整備を行うこと。
	・農業用ため池の影響する区域	・宮崎県「みやざきの農業用ため池」 ・延岡市危機管理企画課に確認	・農業用ため池及びその決壊の影響する範囲を避けた事業計画とし、農業用ため池の管理及び保全に関する法律、に基づき手続きを行うこと。
風車の影による影響	・保全対象施設の分布状況	・環境アセスメントデータベース(EADAS) ・国土交通省「国土数値情報(学校)」 ・ // 「国土数値情報(医療機関)」 ・ // 「国土数値情報(福祉施設)」	・風車の影が、保全対象施設や住宅に長時間重ならないよう風力発電機の配置を検討すること。 ・特に住居系の用途地域は、良好な住環境を守るための地域として設定されていることを踏まえ、風車の影による生活環境への影響の回避・低減に特に留意すること。
	・住居がまとまって存在する地域の分布状況	・国土地理院「地形図、国土基本図、土地条件図」 ・延岡市都市計画課に確認 ・環境アセスメントデータベース(EADAS)	
動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	・重要な鳥類の生息地、集団飛来地 ・渡りのルート	・環境アセスメントデータベース(EADAS)(風力発電に係るセンシティブティマップ) ・環境省「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」	・風車への衝突(バードストライク)や渡り鳥の移動ルートなどの行動阻害、土地改変に伴う生息環境への影響等に配慮すること。
地域を特徴づける生態系への影響	・重要里地里山 ・重要湿地 ・重要海域	・環境アセスメントデータベース(EADAS) ・環境省九州地方環境事務所に確認 ・宮崎県自然環境課に確認	・促進区域を設定しようとする地域やその周辺に重要地域が含まれている場合は、特に配慮を必要とする種の生息、生育状況とその保全に必要な措置について調査し、当該動植物種への影響を極力回避した事業計画とすること。

環境配慮事項	収集すべき情報	収集方法	適正な配慮のための考え方
	・保護水面	・宮崎県漁業管理課に確認	・促進区域を設定しようとする地域やその下流に保護水面が設定されている場合は、対象種の産卵や成長等への影響及び対象種の生態に係る動植物や生息環境への影響を回避すること。
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	・景観計画の対象区域	・延岡市景観計画(都市計画課)	・事業予定地に景観計画の対象区域を含む場合には、景観計画所定の手続きに留意し、かつ、景観形成基準への適合等、景観に配慮した事業計画とすること。
	・国立公園区域の普通地域 ・国定公園区域の普通地域 ・県立自然公園区域の普通地域	・環境アセスメントデータベース(EADAS) ・環境省九州地方環境事務所に確認 ・宮崎県自然環境課に確認	・事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、専門家や関係機関等に聴取した上で、環境の保全に必要な措置を講じること。 ・施設や付帯設備の色を周辺景観との調和に配慮した色彩にするなど構造物が景観に影響を与えないように措置を講じること。
	・伝統的建造物群保存地区 ・重要文化的景観 ・史跡・名勝・天然記念物指定地	・延岡市文化財・市史編さん課に確認 ・延岡市「のべおか e マップ」	・文化財保護法、文化財保護条例等で指定又は選定されている文化財については、文化財の現状変更の他、指定範囲内外における保存に影響を及ぼす行為についても許可が必要となっている場合があり、左記の地区等(景観に関連する文化財で面的な広がりを持つ文化的景観等)が存在する場合には、眺望点や主要な眺望方向の設定において留意すること。
	・世界農業遺産	・宮崎県中山間農業振興室に確認	・世界農業遺産地域のみならず、その資産範囲周辺に設定される緩衝地帯及びその近傍(海域を含む。)であっても、事業によって世界遺産に何らかの影響を及ぼすことがないよう、事業の計画段階において、関係課室と協議を行うこと。 ⇒延岡市には対象のエリアは存在しません。
主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響	・九州自然歩道	・宮崎県「みやぎきの自然公園 九州自然歩道」	・事業区域内に自然とのふれあいの活動の場がある場合は、当該地の改変を避け、又はその改変面積を最小限に抑えること。
	・キャンプ場、海水浴場、釣り場、潮干狩り場、散策路・登山道等の自然との触れ合いの活動の場の状況	・環境アセスメントデータベース(EADAS) ・観光便覧、観光パンフレット	
その他宮崎県が必要と判断するもの	・都市計画法に基づく地区計画の区域	・延岡市都市計画課に確認 ・環境アセスメントデータベース(EADAS)	・事業区域が地区計画の区域内である場合には、地区計画で定められた目標・方針及び地区整備計画に従い、事業実施に当たって適切な配慮を行うこと。
	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物が地下にある土地の	・宮崎県循環社会推進課に確認	・廃棄物最終処分場跡地において、掘削等土地の形質の変更に伴う生活環境保全上の支障(廃棄物の飛散・流出、ガ

環境配慮事項	収集すべき情報	収集方法	適正な配慮のための考え方
	指定区域		<p>スの発生公共の水域又は地下水への汚染等)が生ずることがないように事業実施に当たって適切な配慮を行うこと。</p> <p>・掘削等土地の形質の変更により生じた廃棄物は適正に処理すること。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水浸水想定区域 ・雨水出水浸水想定区域 ・高潮浸水想定区域 ・津波災害警戒区域 ・津波浸水想定区域 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境アセスメントデータベース(EADAS) ・国土交通省「洪水浸水想定区域図・洪水ハザードマップ」 ・宮崎県の各想定区域図 ・延岡市ハザードマップ(内水は下水道課、その他は危機管理企画課) 	<ul style="list-style-type: none"> ・設備の設置場所に浸水が想定される区域が含まれる場合には、浸水リスクの回避を検討すること。
	・漁港区域	・宮崎県漁業管理課に確認	<ul style="list-style-type: none"> ・事業区域が漁港区域である場合には、漁港の開発、利用又は保全に著しく支障を及ぼすおそれがないようにすること。
	・臨港地区、港湾隣接地域	・宮崎県港湾課に確認	<ul style="list-style-type: none"> ・事業区域が港湾区域、臨港地区または港湾隣接地域である場合には、港湾の開発、利用又は保全に著しく支障を及ぼすおそれがないようにすること。
	・土壌汚染対策法に定める要措置区域及び形質変更時要届地区	・環境省「土壌汚染対策法に基づく要措置区域等一覧」	<ul style="list-style-type: none"> ・計画地に要措置区域及び形質変更時要届出区域が存在する場合には、必要な調査、検討及び措置を行い、生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

3) 設置事業者は事業計画に明記した上で市及び設置事業者の事前協議で検討すべき事項

環境配慮事項	収集すべき情報	収集方法	適正な配慮のための考え方
動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	・国内希少野生動植物種の生息・生育状況	・環境省「国内希少野生動植物種一覧」	<ul style="list-style-type: none"> ・希少動物種の繁殖や重要生息地が存在する場合は、原則として事業区域に含めないようにすること。
	・指定希少野生動植物種の生息・生育状況	・宮崎県自然環境課に確認	
	・国・県・市町村が指定する動物に関する天然記念物	<ul style="list-style-type: none"> ・宮崎県「みやざきデジタルミュージアム」、「みやざき文化財情報」 ・延岡市指定文化財(文化財・市史編さん課) 	
	・環境省レッドリスト	<ul style="list-style-type: none"> ・環境省レッドリスト ・環境省レッドデータブック 	<ul style="list-style-type: none"> ・注目すべき種及び個体群のうち極めて価値の高いものが分布する場合は、原則としてその生息場所、生息環境を事業区域に含めないようにすること。
	・宮崎県レッドリスト	<ul style="list-style-type: none"> ・宮崎県レッドリスト ・宮崎県レッドデータブック 	<ul style="list-style-type: none"> ・動物の繁殖や生息条件として地下水が重要な意味を持つ場合、地下水位に著しい影響を与えるような地下構造物の

環境配慮事項	収集すべき情報	収集方法	適正な配慮のための考え方
			設置や、地下工事等を避けること。
植物の重要な種及び重要な群落への影響	・国内希少野生動植物種の生息・生育状況	・環境省「国内希少野生動植物種一覧」	・希少植物種の繁殖や重要生息地が存在する場合は、原則として事業区域に含めないようにすること。
	・指定希少野生動植物種の生息・生育状況	・宮崎県自然環境課に確認	
	・国・県が指定する植物に関する天然記念物	・宮崎県「みやざきデジタルミュージアム」、「みやざき文化財情報」	・注目すべき個体、集団、種及び群落のうち極めて価値の高いものが分布する場合は、原則としてその成育場所の土地の改変を行わず、その生育環境の保全に必要な条件（水象、日照等）を確保するなどにより、将来にわたって存続させること。また、万が一生態系に影響が生じた場合には、原状回復及び回復措置を行うこと。
	・環境省レッドリスト	・環境省レッドリスト ・環境省レッドデータブック	
	・宮崎県レッドリスト	・宮崎県レッドリスト ・宮崎県レッドデータブック	
・植生自然度の高い区域 ・特定植物群落 ・巨樹、巨木林	・環境アセスメントデータベース（EADAS） ・国土交通省「河川水辺の国勢調査の生物調査結果」 ・環境省「自然環境保全基礎調査結果」	・原則として当該地の改変を避けた事業計画とすること。	
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	・景観計画の対象区域	・「景観形成重点地区パンフレット」（都市計画課）	・景観計画区域内の重点区域については、景観への影響を鑑み、事業の計画段階において、関係課と協議を行うこと。
	・国立公園区域の普通地域 ・国定公園区域の普通地域 ・県立自然公園区域の普通地域	・環境アセスメントデータベース（EADAS） ・環境省九州地方環境事務所に確認 ・宮崎県自然環境課に確認	・事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、専門家や関係機関等に聴取した上で、環境の保全に必要な措置を講じること。
その他宮崎県が必要と判断するもの	・周知の埋蔵文化財包蔵地	・延岡市文化財・市史編さん課に確認	・周知の埋蔵文化財包蔵地における届出又は通知の対象行為への該当の有無等について、事業の計画段階において関係課と協議を行うこと。 ・事業予定地が埋蔵文化財包蔵地である場合には、影響を及ぼすことがないようにすることが望ましいが、やむを得ず影響が及ぶ場合には、発掘調査等の措置を行うこと。
	・災害時の避難所や災害廃棄物の仮置場など、市町村の計画等で緊急時のために確保している場所等	・延岡市危機管理企画課、クリーンセンター（資源対策課、清掃工場）に確認	・計画等で定めた当該地の目的・用途に支障が生じないようにすること。

3. 資料

(1) 本市 2030 年削減目標における部門別 CO₂ 削減量

延岡市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)における目標の実現可能性を事前に評価した、延岡市カーボンニュートラル実現計画(令和5年3月)での試算では、2030年度に 2013 年度比 50%削減のためには、省エネにより281.7千t-CO₂/年(15.1%)削減したうえで、再エネ(再エネ設備の導入や再エネ電力の購入)による407.2千t-CO₂/年(21.8%)削減が必要としており、この再エネ削減分を電力に換算すると、1,362GWh/年となります。このうち、産業部門、業務その他部門と家庭部門の3部門において、太陽光 177MW(158GWh/年)の導入目標としています。

■部門別削減目標量と削減率(単位:千t-CO₂)

	2013年実績 (基準年) ①	2019年実績 ②	2030年BAU ③	2030年目標		
				排出量 ④	削減量 ③-④	削減率 (①-④)/①
産業	1,208	1,157	1,184	642.6	-541.3	46.8%
業務その他	227	157	151	125.7	-25.2	44.6%
家庭	221	111	112	31.7	-80.5	85.7%
運輸	191	151	150	114.3	-35.6	40.0%
廃棄物	18	27	18	11.7	-6.2	35.9%
合計	1,864	1,604	1,615	926.0	-688.9	50.3%

■部門別 CO₂ 削減目標量の設定

	削減目標の考え		CO ₂ 削減目標量		導入目安量 (GWh/年)
	省エネ	再エネ	省エネ (千t-CO ₂)	再エネ (千t-CO ₂)	
①産業部門(総数)			201.4	339.9	1,137
産業部門 (太陽光 10kW以上)	3.5%削減	+40%導入 (28.8MW)	41.4	7.5	25
特に考慮すべき製造事業者等	公表値等	10%削減	160.0	331.7	1,109
ソーラーシェアリング	-	3.0%導入 (1.7MW)	-	0.7	2
荒廃農地 (再生利用可能「営農型」)	-	-	-	-	-
②業務その他部門 (太陽光 10kW以上)	3.5%削減	+42%導入 (75.2MW)	5.3	19.9	67
③家庭部門 (太陽光 10kW未満)	(※)	+15%導入 (71.4MW)	61.4	19.1	64
④運輸部門	(※)	20%EV化	7.3	28.3	95
⑤廃棄物部門	5%再資源化		6.2	-	-
CO ₂ 削減目標量(小計)			281.7	407.2	1,362
CO ₂ 削減目標量(合計)			688.9		

(※)各省エネ行動等の取組みについて、市民へのアンケート結果を現状の割合として2030年目標値に取組む割合が増えた場合の削減効果としてCO₂削減量を推計した。

(2) 検討委員会

本計画の策定にあたっては、「延岡市再生可能エネルギー推進のあり方に関する検討委員会」にて検討を行いました。委員会の構成については次のとおりです。

■名簿

委員

(座長) 高村 ゆかり	(東京大学未来ビジョン研究センター 教授)	学識経験者
(委員) 内田 千博	(延岡地区森林組合 代表理事組合長)	林業事業者
幸田 雅治	(神奈川大学法学部 教授・弁護士)	学識経験者
迫田 達也	(宮崎大学工学教育研究部 教授)	学識経験者
白岩 紀人	(みやまパワーHD 代表取締役社長)	小売電気事業者
鶴永 貴史	(チームくまもり 宮崎支部長)	環境団体
難波 裕扶子	(シンク・オブ・アザーズ 代表取締役)	SDGs 推進民間事業者
森口 正輝	(延岡市区長連絡協議会 会長)	市民関係団体
吉玉 典生	(延岡商工会議所 会頭)	経済団体

(50音順)

オブザーバー

環境省 九州地方環境事務所 地域脱炭素創生室

宮崎県 環境森林部 環境森林課

宮崎県 東白杵農林振興局 林務課

事務局

市民環境部 脱炭素政策室

延岡市地球温暖化対策実行計画
(地域脱炭素化促進事業編)

発行年月：令和8(2026)年〇月

発行：宮崎県延岡市

編集：延岡市 市民環境部 脱炭素政策室

〒 882 8686

宮崎県延岡市東本小路 2 番地 1
